

熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地及び公園化の動向

美濃口 紀子

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：旧軍用地、戦災復興都市計画、緑地、都市公園、特別史跡、熊本城跡、水害、進駐軍

1 研究の背景と目的

筆者は「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」¹の中で、国による熊本城跡の土地買上、交換、貸渡（後に貸下、準貸付）の記録等 440 件を集成した上で、熊本城跡の土地管理と城下の近代化について論じた。しかし、熊本城跡に関する歴史的経緯、例えば城内の都市計画公園区域の見直しと民有地との関係等を整理するためには、戦前だけでなく戦後の土地管理についても明らかにする必要がある。そこで本稿では、戦後の熊本城跡における土地管理を研究対象として取り上げる。

戦後、熊本城跡は文化財保護法に基づいて昭和 25（1950）年に史跡に、昭和 30（1955）年には特別史跡に指定された。その一方で、昭和 28（1953）年以降の約 10 年間には、6. 26 熊本大水害に伴う堀への泥土廃棄・埋め立てや段山の消滅、進駐軍の接収解除に伴う合同庁舎・県立第一高等学校等の新築工事、大小天守の再建（図 1）、国体開催に伴う藤崎台県営野球場・県営プールの整備、旧国道 3 号線敷設に伴う神社の城内移転、博覧会開催など、旧地形の改変を伴う様々な工事が行われ、特別史跡の一部は指定解除²となった。

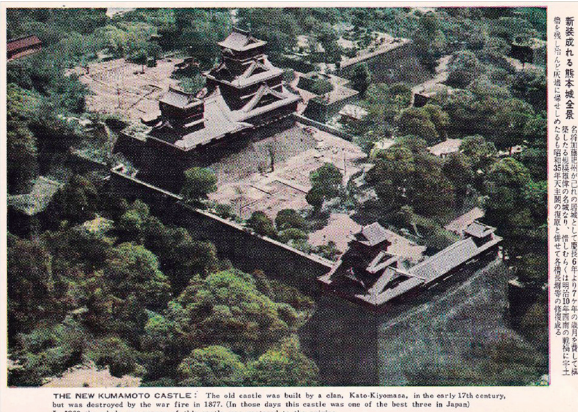


図1 絵葉書「新装成れる熊本城全景」（筆者蔵）
昭和 35（1960）年頃。左上が再建された大小天守、右下が宇土櫓。

熊本城緑地から熊本城公園への名称変更や面積縮小もこれらと無関係ではない。そのため本稿では、城下の土地区画整理等が城内に与えた影響も取り上げ、熊本城跡という

既存ストック（国有財産：旧軍建物、旧軍用地）が昭和 20～30 年代の戦災復興や災害復旧でどのように利用されたのかを明らかにしたい。将来に向けての「特別史跡」としての保存・活用、「都市公園」としての整備・管理、「平成 28 年熊本地震」被災による復旧工事等を同時併行で矛盾なく進めるためにも、熊本城跡の今日的課題がそもそも何に起因して現在に至るのか、市職員や市民が正しく認識しておくことが、今後はさらに重要になるものと考え。

2 既往研究からの知見と本研究の視点

前述したように、本稿では昭和 20（1945）年から昭和 37（1962）年を研究対象とする。約 18 年間という短い期間ではあるものの、戦後の激動期における国・県・市の様々な出来事は、熊本城跡の土地利用に対しても多大な影響を与えた。そのため、本研究で参考にすべき既往研究は分野の幅も広く、参考文献や論文の数も多くなる。ここでは、「2. 1 熊本城跡にかかる関連既往研究」と「2. 2 全国の軍都の既往研究」に分けて、概要を述べる。

2. 1 熊本城跡にかかる関連既往研究

近世の熊本城、加藤家・細川家や、近代の西南戦争等を取り扱った報告書や研究論文は大変多く、一般販売されている図録・雑誌等も含めて多数が存在しているが、本稿では主として戦後（昭和 20～30 年代）の熊本城跡が研究対象であるため、これらは既往研究の対象外となる。戦後の熊本城跡の管理状況等に関する既往研究には、特別史跡熊本城跡の報告書³のほか、熊本県史⁴・熊本市史⁵、熊本市議会史⁶等の公的な記録があり、当時の熊本市政の組織体制・予算措置・政治的動向等を伺い知ることができる。

例えば、昭和 22（1947）年 12 月定例会の「熊本市局課設置条例」制定可決時には観光・史蹟名勝天然記念物・公園等の業務は全て文化課の分掌であったが、翌年の改正では文化課が観光課に改められている。昭和 23 年 6 月定例会

会においては、市長が「熊本城を無償貸与してもらい、博物館・美術館を造って市民情操の向上に資したい」と施政方針演説で述べ、昭和24年度には財務局からの主要部分無償貸付を前提として、公園費（整備費78万円）を計上して熊本城の公園化に着手している。昭和24年度歳入歳出追加更正予算では、公共緑地事業として「熊本城内の元旅団司令部跡3,500坪の公園化を図る」ために36万余円の予算を土木費の中で計上している。さらに、監物櫓など当時の国宝（現国指定重要文化財）建造物の荒廃ぶりについて、昭和25年7月定例市会で議員が「管理は市ではないかもしれぬが、市に残っている文化財は市全体が保存せねばならぬ」と述べると、当時の市総務局長は「熊本城の荒廃について文部省に懇願したが、市が費用を組めば何分の一かは補助できるであろうとの心細い返事であった」と答えている。熊本城跡の管理については、戦前から財団法人熊本城跡保存会（現財団法人熊本城顕彰会）が担っていたが、終戦に文化財が荒廃したことを受けて、従来の管理体制からの見直し⁷を迫られていた状況がわかる。その後、昭和27（1952）年の第2回定例会で市長は、県立第一高等学校の移転先候補地である兵器支廠跡（古城地区）⁸は進駐軍が接收中のため返還は容易ではないこと、次年度からの熊本城修理⁹を市の経費として計上したこと、偕行社が市に返されることになったので、阿蘇・別府・雲仙の中間地としてここに観光ホテルを建設すること¹⁰、黒髪（立田山）に建設予定だった護国神社建設予定地の藤崎台への変更¹¹等を述べており、熊本城跡における旧軍用地・建物に関する議論は、戦後の時代背景を色濃く反映したものとなっている。当時の林田市長は、大熊本市建設についての具体的な構想として「熊本博物館¹²を充実、城内樹木園¹³と熊本城を一丸とした文化博物館とする」と述べるなど、旧城内のうち本丸地区は早々に公園化に着手していたが、公園化の対象外であった他の地区では、旧軍用地・建物の転用状況に大きな隔たりがあった。

以上のような昭和27年までの大熊本市建設に関する構想は、昭和28（1953）年に発生した6.26熊本大水害¹⁴により一変し、災害復旧に迫られる状況となった。熊本市では水害による白川改修と総合的な都市計画の必要性等から、熊本市部課設置条例制定により、従来は総務局所管だった商工・農林・観光の3課独立により経済部が新設された。熊本城跡は泥土処分のため熊本城跡の堀も廃棄場所とされ、水堀や空堀の埋め立てが進んで旧地形が改変される等、文

化財保護の観点から多大な影響を受けた。さらに、保健衛生の観点からも憂慮される事態となり、昭和31年（1956）10月議会（建設委員会）で「熊本城西南古城濠跡整備に関する請願」¹⁵が提出された。一方、6月議会で「熊本城天守閣の復元に関する請願」が提出され、経済委員会で審議された結果、「天守閣復元は観光資源として教育、文化振興の見地からきわめて適切な計画だ」として、採択された。また当時、既に美術館建設期成会¹⁶ができていたが、財政上の県・市の負担や、熊本城内の匠大跡地を含む複数の建設予定地について、市長からの説明や議員からの要望が出されている。昭和33（1958）年12月議会では熊本城再建問題に見通しがつき、天守閣再建工事¹⁷が始められることになり、熊本城再建事業特別会計予算（基礎調査費・設計委託料等の準備費）の新設や、同年分として1,000万円の起債が可決され、翌年に起工式を行った。

さらに、昭和30年代半ばに入ると熊本合同庁舎¹⁸、県立第一高等学校¹⁹、県営熊本城プール²⁰、藤崎台県営野球場²¹、旧国道3号線²²、加藤神社²³、NHK放送会館（偕行社跡地）²⁴等、旧城域内において大規模な整備工事が実施され、さらに博覧会²⁵や国体²⁶開催時には多くの観客が押し寄せるイベント会場として使用されるようになった。なお、城内で相次いだこれら開発行為のうち一部（藤崎台²⁷、千葉城²⁸、古城²⁹）については、発掘調査報告書も刊行された。

熊本市では、昭和34（1959）年の市制70周年記念事業の1つとして『熊本市政七十年史』³⁰を企画し、郷土史家の後藤是山に編纂を委嘱、昭和39（1964）年に刊行された。

その他、熊本城管理事務所（現熊本城総合事務所）が1977年に発行した『熊本城年表』³¹がある。熊本市の文化課長も務めた鈴木喬の監修で、後年の多くの文献に比べて戦後のリアルな管理状況を伺い知ることができ、貴重である。

また熊本市教育委員会編集の『熊本市戦後教育史』³²では、学校教育はもとより「主な占領軍の駐留施設・接收施設」「民間情報教育局（CIE）」³³など当時の熊本市における社会教育、文化行政全般に言及している。特に熊本城関連では、城の荒廃状況、「熊本城今昔記」³⁴、熊本博物館（本館）の市教委への移管や宇土櫓（別館）の改修計画に伴う閉館³⁵、平御櫓の再建³⁶等にも触れている点が注目される。また、終戦連絡熊本事務局の組織・構成等については、『熊本古城史』³⁷に詳しい。

近年の熊本市の刊行物では、『都市形成史図集』³⁸『都市計画史図集』³⁹で熊本城跡を含む都市の変遷を、『特別史跡

熊本城跡総括報告書』(整備事業編)⁴⁰で戦後の熊本城跡の新聞記事を時系列で紹介している。

2.2 全国の旧軍都の既往研究

戦後の旧軍用地の転用に関する研究では、全国各地の旧軍都や旧軍用地を対象として、多くの研究成果がみられる。松山⁴¹は、「①全国スケールでみた場合(マクロスケール)」と「②微視的にみた場合(ミクロ～メソスケール)」の2つの視点から分析を行い、都市部では「軍用地→官庁・学校・公園などの公共施設用地」、農村部では「軍用地→開拓地・工業団地・防衛施設用地・その他の大規模公共施設用地」といった、公的土地利用で特徴づけられる転用過程を示した。今村⁴²は、都市部における旧軍用地の転用用途例について、軍都5都市(仙台・名古屋・大阪・広島・熊本)を対象とし、主に官公庁(庁舎)、学校、公園への転用について1975年前後の土地利用状況に基づいた整理を行った。このうち熊本の旧軍用地は、4地区(熊本城地区、渡鹿地区、帯山地区、健軍地区)に分けて転用用途(土地利用)を整理し、熊本城地区では「官庁街と熊本城公園が主要転用用途。河川を挟んだ隣接地に戦前から形成されていた官庁街と連担」との分析を行っている。今村は他にも、旧軍用地転用に関する研究⁴³を全国で多数行っており、その成果は『旧軍用地と戦後復興』⁴⁴で体系的にまとめられている。杉野は『旧軍用地転用史論(上・下巻)』⁴⁵で全国規模の研究かつ詳細なデータ収集を行い、上巻では「旧軍用財産の概念と実態」や「旧軍用地の処分と法的諸問題」等を体系的に整理し、下巻では特に工業立地の視点から論じる中で「地域分析篇」の「中九州(熊本県・大分県)」で熊本県内の件数・データ等を掲載している。永野・有賀⁴⁶は仙台市を対象として旧軍用地が都市公園へ転用された事例を分析し、旧軍用地の都市公園への転用が公園緑地系統の計画に与えた影響についても考察している。

戦災復興都市計画については、建設省編・財団法人都市計画協会発行による一連の刊行物『戦災復興誌』⁴⁷や、熊本市による『熊本市戦災復興誌』⁴⁸の記録がある。また近年では、浅野⁴⁹が熊本、高知、岡山、岐阜を事例として戦災復興都市計画と戦前・戦中都市計画との関係について研究を行った。その結果、熊本の戦災復興都市計画については、「戦前の計画をベースにしながらも、熊本城址公園や白川沿いの緑地帯道路、熊本城址から江津湖への1等1類道路等を新たに追加することで、新しいコンセプトの下で新しい都市軸を生み出した事例」と述べている。

緑地については、1915年の明治神宮内外苑造営や1923年の関東大震災等を経た後、1924年に本多静六や上原敬二が「緑地」という言葉を使用した(真田2005)⁵⁰。やがて、飯沼一省・北村徳太郎ら東京緑地計画協議会により「東京緑地計画」が1932年から8年間かけて成案となり、緑地の分類・計画区域・基準等が定められた(白井1975)⁵¹。一方で、太平洋戦争開戦後は都市防空の思想が根柢となり、昭和18(1943)年3月に東京と大阪に初めて「防空緑地」(空地帯と防空空地)が誕生した(白井1976)⁵²。なお、熊本市で初めて緑地が指定されたのは戦災復興都市計画によるもので、戦前期の熊本市計画では都市計画公園や都市計画緑地は計画されていないが、「風致地区にそのような機能を期待していた」とする論考がある(真田・本田・田中2012)⁵³。

都市公園については『日本公園百年史』⁵⁴で全国の公園が県別に網羅されたほか、佐藤⁵⁵や田中⁵⁶の研究等がある。また近代における城跡の公園化については、徳島城や和歌山城をはじめ、全国各地の城址が公園化する状況について、野中が多数の研究成果をあげている(野中2007・2014a・b、2015、2016、2017a・b)⁵⁷。野中はまた、戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究も行っている。その1例として熊本城を取り上げ、当時の市議会答弁に関する新聞記事から、熊本城の「大公園化」が戦前に実現しなかった理由の一端にも触れている(野中2014c)⁵⁸。

文化財保護については、遺跡保護の制度と行政についてまとめた文献(和田2015)⁵⁹がある。また境野らは、GHQ/SCAP文書から戦後の文化財保護行政の成立過程を論じている(境野・斎藤・大和・平賀)⁶⁰。戦後の熊本城跡の取り扱いや文化財保護に関して研究する際は、こうした制度・行政、進駐軍との関係等の時代背景も踏まえる必要がある。

以上、既往研究を概観した。内容をまとめると、①熊本城跡にかかる関連既往研究では、終戦により「旧軍用地」となった熊本城跡が、戦災復興都市計画により千葉城緑地、熊本城緑地、さらに熊本城公園へと推移した経緯について多角的に論じた研究事例は見られない。そのため、②全国の軍都の既往研究でも、複数の都市間で比較するために本市や熊本城跡の事例が部分的に紹介されるに留まり、熊本城跡における旧軍用建物の転用を主眼とした研究や、戦災復興都市計画における旧軍用地の緑地・公園化の動向に関する研究の成果が、熊本側から十分に提供されていない。

したがって、熊本城跡を対象にこうした研究を行う余地が充分あるものと考え、本研究で取り組むこととした。

表1 本稿関係年表^{6 1}

時期	昭和	西暦	月	国の関係法令	月	戦災復興都市計画と熊本城周辺の主な出来事
0期	12	1937	7	「防空法」公布。日中戦争、臨時軍事費特別会計。内務省、鉄道省協定（立体交差費用分担方法）。		第六師団に緊急動員令。万日射撃場が柿原に移転。西南役六十年会。谷将軍銅像除幕式（後に金属供出）。坪井川改修工事竣工。
	13	1938	3	「市街地建築物法」改正（住居等用地等新設）。		丁丑戦蹟記念碑除幕式（段山）。
	14	1939	2	「防空建築規則」公布。	4	熊本陸軍幼年学校が熊本陸軍教導学校内に復活。
	"	"	4	「東京緑地計画」。	9	熊本城の午砲台から発する午砲（正午の時鐘）廃止、サイレンに。
	15	1940	3	「地方税法」公布（都市計画税）。「都市計画法」の目的に「防空」加わる。	8	「史蹟熊本城」地域追加指定（古城町、古京町、新堀町、宮内町：国有地約 3,528坪、民有地約 114坪）。
	"	"	10	都市計画東京地方委員会「大東京地区計画」。	11	熊本市公会堂で「紀元二千六百年奉祝式」を開催。
	16	1941	3	「住宅営団法」（同潤会九州）、「帝都高速度交通営団法」公布。		藤岡通夫博士、熊本城天守閣復元考発表（建築学会論文集）。
	"	"	12	太平洋戦争。		熊本城宇土櫓枝折発行、熊本城維持修理について調査（文部省）。
	17	1942				熊本城趾保存会を熊本城保存会とし、同時に顕彰の2字を加える。
	18	1943	11	内務省防空総本部設置、「都市疎開実施要綱」決定。		健軍飛行場開設。
	"	1943	12	都市計画法に戦時特例（一部規定の廃止など）。東京都、戦後の都市計画立案に着手。	8	熊本陸軍教導学校は熊本予備士官学校となり新発足。
	19	1944		防空に関する施策強化相次ぐ。	11	在中国の米軍機B29来襲、花園町柿原に500キロ爆弾投下（県下初）。
Ⅰ期	20	1945	5	御署名原本・昭和二十年・勅令第三一三号・陸軍留守業務部令。東京都計画局、帝都再建方策発表。	7	B29、154機が空襲（下通、大江、新屋敷、安巳橋、水前寺、本荘、草葉、千反畑、新市街、黒髪等各方面に焼夷弾、爆弾投下、銃撃）。
	"	"	7	戦災地区建築要綱（建築禁止区域）の決定	8	B29及び小型機が空襲（本山・春竹・本荘・大江など白川以東・以南に焼夷弾攻撃、機銃掃射）。2回の空襲で市街地面積の約3割を焼失。
	"	"	8	終戦。「戦争終結に伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件」が閣議決定。内務省が国土計画基本方針発表。	8	終戦。「戦争のため城内荒廃甚だし」。第六師団解体（終戦と共に城内に米軍駐留当分続く）。「熊本陸軍幼年学校状況説明書」（熊本陸軍幼年学校）昭和20年8月31日復員令ニヨリ復員シ閉鎖ス。
	"	"	9	「学校、兵営、倉庫、廠舎等ヲ文部省管下学校ニ使用セシムル件案」（陸軍省兵務課）。		戦災復興院設置、空襲で新市街など焼失、宇土櫓一般公開。
	"	"	10	「自作農創設特別措置法」公布。		
	"	"	11	「雑種財産処理大綱」が各財務局長宛に通達される。		「留守業務部熊本出張所」渉外局に整理統合、占領政策のパイプ役。「終戦連絡中央事務局」鹿屋（熊本・宮崎・鹿児島）。
	"	"	12	都市計画成案、内務省の承認を得て略決定。「大蔵省訓令第13号」（連合軍の接収のまま旧軍施設の一時使用を認める）。		都市計画成案が県の戦災対策委員会、市の市会企業部委員会に諮られる。
	"	"	12	「戦災地復興計画基本方針」閣議決定。「陸軍施設使用希望調査」「陸軍造兵廠施設轉換申入調査」など。		「陸軍施設使用希望調査」（例：熊本幼年学校→熊本医大、熊本渡鹿練兵場兵舎→熊本薬専）。
	21	1946				「終戦連絡熊本事務局」熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県に設置。渉外局は外務課になり、労務の徴用、需品や施設、資材徴用のみ。軍政部の指令調達は同時に発足した外務省の終戦連絡事務局に移管（熊本事務局）。
	"	"			3	化学及血清療法研究所が古京町に移転。
	"	"	5	各地方長官宛の通牒「軍用跡地ヲ都市計画緑地に決定スルノ件」。		「終戦連絡熊本事務局」執務月報：昭和21～22年。進駐軍に対して県は、「進駐軍連絡本部」と「臨時軍需品引受本部」を設ける。
	"	"	8	「罹災都市借地借家臨時処理法」公布。	6	「熊本地方復員人事部」
Ⅱ期	"	"	9	「特別都市計画法」公布、戦災復興都市指定（115都市）。戦災復興院次長通牒「緑地計画標準」が定められる。市街地面積の10%を緑地、近隣公園・児童公園は市街地面積の5%、一人当たり1坪以上とする。	9	戦災復興都市となる。戦災復興院「熊本復興都市計画」で第一号の千葉城緑地（76.15ha）、第二号の渡鹿緑地（66.18ha）が決定。千葉城緑地は「熊本市古京町、二の丸町、南古城町、千葉城町、新堀町、宮内町」、地積は「約76.15ヘクタール（230,000坪）」。
	"	"	10	「自作農創設特別措置法」（公園・緑地内の耕作地は既設の内としてみなし、農地として買収対象に）。		
	"	"	11	日本国憲法公布。		
	22	1947	1	内務省廃止。建設院発足。	1	熊本市の区画整理事業始まる。
	"	"	3	「学校教育法」公布。	4	熊本市内の新制中学9校（慶徳中＝後の藤園中、西山中ほか）開校。
	"	"	7	建設院廃止。建設省発足。		
	"	"	9	終戦連絡中央事務局設営部及び戦災復興院特別建設局から所定の業務を引き継ぎ、公法人特別調達庁を設置。		戦災復興院熊本建築出張所。
	23	1948	6	「国有財産法」の改正（新「国有財産法」第22条）旧軍用地を含む国有普通財産を公共団体が公園・緑地として利用する場合、無償貸付を受けることができるようになる。旧軍用地の公園利用が促進される。		「九州連絡調整事務局熊本出張所」執務報告：昭和23～24年。熊本城公園化計画（城内で石垣の清掃、4本の散策道路、午砲台に石ベンチ、あずま屋風の休憩所、旅団司令部跡地にテニス・バレーコート、宇土櫓前広場に子どもの遊技場、休憩所、照明、便所等設置。）
	"	"			10	CIE（アメリカ民間情報教育局）図書館が熊本市上通の建極会館跡に開館。
	24	1949	3	経済安定政策（ドッジ・ライン）が示される。		
	"	"	5	都市計画法改正（都市計画委員会→都市計画審議会）。	4	大蔵省が熊本城を熊本市に貸し下げることを決定。昭和34年3月までの10年間、無償貸付（評価額は304万5,325円）。
	"	"	6	閣議決定「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」閣議決定、戦災復興公園計画も大幅に縮小。「土地改良法」「屋外広告物法」公布。特別調達庁は総理府の外局となる（昭和27年4月に調達庁と改称）。		特別調達庁福岡支局熊本出張所（清水町米軍キャンプ内）、同連絡事務局が花畑町の九州産交3階に置かれ、出張所は物資調達、工事関係を担当、連絡事務局は軍政部への情報提供、便宜供与の連絡。
Ⅲ期	"	"	8	シャープ使節団の税制勧告案発表。	7	熊本営林局は陸軍幼年学校跡地を財務局から買収（植物園建設）。
	25	1950	4	「図書館法」公布。	4	熊本県庁本館が花畑町に落成、移転開始。工費5,400万円。
	"	"	5	「文化財保護法」「建築基準法」「国土総合開発法」「住宅金融公庫法」公布。		「史蹟」は「史跡」に、「国宝」は「重要文化財」となる。
	"	"	6	日本放送協会発足。「首都建設法」公布。	5	熊本女子大学が城内から熊本市大江町の新校舎に移転。
	"	"	12	東京都は用地地域を大幅見直し。	8	熊本市公会堂にCIC図書館設置決定。市図書館は本山町から移転。
	26	1951	4	「宗教法人法」公布。	4	熊本市教育研究所設立。
	"	"	6	「公営住宅法」「土地収用法」公布。		戦災復興公園で例外的に認められていた農地や応急簡易住宅などの一時使用が、「自作農創設特別措置法」や「公営住宅法」の制定に伴い、永続使用へと転換され、公園計画の縮小・廃止が余儀なくされた。その結果、渡鹿緑地は66.2haから1.3haの渡鹿公園として整備、実現したのは千葉城緑地（熊本城公園）に限られた。

時期	昭和	西暦	月	国の関係法令	月	戦災復興都市計画と熊本城周辺の主な出来事
Ⅲ期	26	1951	12	「博物館法」公布。	12	熊本市勲業館が花畑町に8年ぶりに再開。
	27	1952			1	熊本城修築の具体案できる（5ヵ年計画：総工費4,500万円）
	〃	〃	5	「耐火建築促進法」公布。	2	熊本博物館第2館が宇土櫓に開館。「史跡熊本城跡」に名称変更。
	〃	〃	6	「国有財産特別措置法」公布。「道路法」公布。	6	熊本博物館第1館が旧第6師団司令部建物に開館。
	〃	〃	7	「農地法」公布。	11	史跡熊本城跡の追加指定（進駐軍使用区域を除く本丸町、二の丸町、宮内町）。熊本陸軍幼年学校跡地に監物台樹木園開園。
	〃	〃	8	「接收不動産に関する借地借家臨時処理法」公布。		宗教法人加藤神社となる。
Ⅳ期	28	1953		重要都市整備事業策定要領決定	6	6.26熊本大水害が発生、城の堀に泥土廃棄、一部埋め立てられる。
	29	1954	5	「土地区画整理法」公布。「都市計画法」改正。第1次道路整備5ヵ年計画（戦災復興事業に道路財源導入）。	10	熊本市電上熊本－藤崎宮前間2.1km開通。熊本市電開通30周年記念「熊本交通観光大博覧会」開催（水前寺）。
	30	1955	6	首都圏整備の高層素案発表。	10	宮内町で熊本県護国神社の地鎮祭。
	〃	〃	7	「日本住宅公団法」公布。	12	史跡熊本城跡の一部追加指定。史跡熊本城跡が特別史跡に指定。
	31	1956	3	「日本道路公団法」公布。	7	財団法人熊本市住宅協会発足（大江町ほかで木造賃貸・建売）。
	〃	〃	4	「都市公園法」公布（地盤国有公園は建設省から大蔵省に所管換）。「首都圏整備法」公布。	9	第3回国有財産地方審議会（旧第6師団兵器部、憲兵隊本部ほか）城内グリーン地区は県立第一高校（防衛庁と係争）に正式決定。
	〃	〃	12	道路と鉄道の交差に関する協定（建設省・国鉄）。	12	第5回国有財産地方審議会（旧第6師団司令部、熊本陸軍拘禁所）
	32	1957	1	水道行政の取り扱いに関する件閣議決定。	2	第6回国有財産地方審議会（旧第6師団司令部、熊本陸軍拘禁所）
	〃	〃	5	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」「駐車場法」公布。	3	第7回国有財産地方審議会（旧第6師団兵器部）
	〃	〃	9	下水道普及10ヵ年計画。	5	第8回国有財産地方審議会（旧藤崎台練兵場）
	33	1958	1	首都圏整備委員会・建設省・農林省→（線引きの先例）	1	熊本県下のアメリカ軍接収地全て解除（黒石原が最後）。
	〃	〃	3	首都圏計画に関連し市街地開発区域指定等に関する覚書。	3	第一高等学校・城東小学校跡地（敷の内から手取本町にかけて）を上通南栄会が落札。
	〃	〃	5	「下水道法」（現行）公布。		計画緑地のうち第一号「千葉城緑地」の位置について「二の丸町、宮内町、古城町の各一部」（すなわち合同庁舎と県立第一高等学校の敷地）を除外し、その地積は「約72.3ha」となる。
	〃	〃	7	首都圏整備基本計画等公示。	3	熊本城の源之進櫓（国指定重要文化財）の修理工事が完成。
	〃	〃			10	熊本市計画緑地変更、都市公園条例を制定。千葉城緑地は熊本城緑地へ名称変更、区域の一部縮小（合同庁舎・第一高校の除外で72.3ha）、区域の追加（県営プールの追加で74.0ha）あり。
	〃	〃			12	熊本県立図書館が千葉城町に完成。
	34	1959	3	「土地区画整理法」改正（公共施設管理者負担金）。「工業等制限法」「工場立地法」公布。		竹の丸の旧軍建物取り壊し。二の丸跡地に県立熊本城プール竣工。
	35	1960			9	第15回国民体育大会開催。
	〃	〃	5	「住宅地区改良法」公布。		合同庁舎竣工。県立第一高等学校竣工。
Ⅴ期	〃	〃	6	東京では新宿副都心構想を都市計画決定。		藤崎台営野球場竣工。
	〃	〃	10	建設省「広域都市建設構想」「宅地総合対策」。		天守再建。平櫓再建。西出入に駐車場設置。
	36	1961	6	「市街地改造法」「防災建築街区造成法」公布。「都市計画法」改正（超過収用に関する規定追加）。「建築基準法」改正（特定街区）。	年度	南九州財務局より減額貸付（二の丸町：旧熊本陸軍予備士官学校）無償貸付（本丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）。
	〃	〃	7	国勢調査人口集計で人口集中地区（DID）概念を初導入。	12	第48回熊本市計画地方審議会（12月25日）渡鹿緑地の区域変更。
	37	1962				第49回熊本市計画地方審議会（2月23日）＊3月決定
	〃	〃				2 熊本城緑地は熊本城公園（都市計画公園）へ。区域の一部縮小（NHK除外56.02ha）。
	〃	〃	4	宅地制度審議会発足。		3 熊本城再建記念新興熊本大博覧会
	〃	〃				4 特別史跡熊本城跡の一部指定解除（段山町・千葉城町ほか）。
	〃	〃				都市公園計画決定、公園29か所、緑地2か所。
	〃	〃			7	第50回熊本市計画地方審議会（7月16日）＊7月決定
	〃	〃	10	全国総合開発計画決定。		渡鹿緑地の廃止。水前寺運動公園の区域変更。
	〃	〃	11	調達庁は防衛庁の外局に移管され、昭和37年11月、防衛庁建設本部と統合され、防衛施設庁に改組。	11	熊本市計画地方審議会（11月19日）＊12月決定
	〃	〃	12	官庁等移転協議了解。		「熊本市計画緑地の廃止並びに熊本市計画公園の追加について」（昭和37年建設省告示第632号）。
	〃	〃				「熊本市計画緑地の廃止及び決定」（昭和37年建設省告示第1827号）。
	〃	〃				「熊本市計画公園の変更及び追加について」（昭和37年建設省告示第1829号）。
	〃	〃				「熊本市計画公園の追加について」ほか1件（昭和37年建設省告示第3074号～第3075号）。
	38	1963	1	宅地整備審議会答申。		
	〃	〃	7	「新住宅市街地開発法」公布。「建築基準法」改正（容積地区制度の創設）。	年度	南九州財務局より減額貸付（二の丸町：旧熊本陸軍予備士官学校）無償貸付（本丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）無償貸付（宮内町：旧藤崎台練兵場）。
	〃	〃	9	研究学園都市を筑波地区に決定。		
	〃	〃	11	国土建設の基本構想発表。		
Ⅵ期以降	39	1964	3	宅地制度審議会答申（線引き）。	年度	南九州財務局より減額貸付（二の丸町：旧熊本陸軍予備士官学校）無償貸付（本丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）無償貸付（宮内町：旧藤崎台練兵場）使用承認（本丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）。
	40	1965	3	公共下水道に係る受益者負担金通達。		8 新熊本県庁舎の建設起工式が神水町の建設現場で行われる。
	〃	〃	11	地価対策協議会。宅地審議会答申（地価対策）。	10	監物台樹木園内に森林博物館が完成。
	42	1967	7	新都市計画法案閣議決定。		二の丸を中心とした約42haの整備事業認可（昭和42～48年）。
	43	1968				県立第二高等学校が二の丸から城外の東町（現在地）へ移転。
	44	1969	6	「都市計画法」施行。		駐車場を二の丸に移転。
	48	1973			7	熊本城竹の丸に肥後六花園が完成。
	49	1974				三の丸地区、宮内地区の整備事業認可（昭和49年～）。

3 本研究の構成

本研究では、前述した研究の背景・目的や既往研究、前号年報（拙稿）の成果等を踏まえつつ、「熊本城跡」という既存ストック（国有財産：旧軍建物、旧軍用地）が戦後に転用され、緑地・公園化された経緯を明らかにする構成とした（図2）。さらに、戦後の熊本城跡に関連する法令や、特別史跡、埋蔵文化財包蔵地、都市公園、民有地等についても考察を加え、研究成果のまとめと今後の課題を述べる。

全国の中でも、1873年に六鎮台が設置された古い軍都（東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本）の1つである熊本について、複数の都市間（ヨコ軸）で比較研究が可能となるよう、軍都熊本の戦後（タテ軸）を整理したい（図3）。



図2 本論の構成

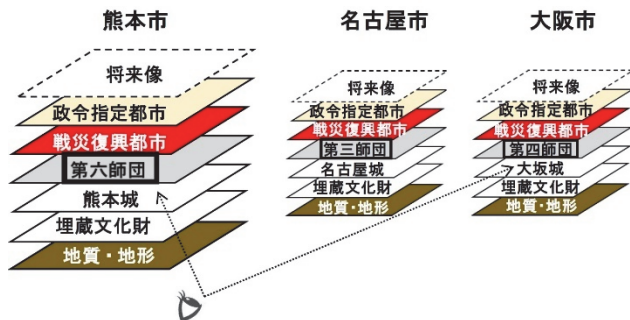


図3 レイヤー概念図（タテ軸・ヨコ軸の比較）

4 熊本城跡の戦後

本稿が研究対象とする年代は、熊本城跡が軍用地としての利用を終える昭和20（1945）年8月の終戦から、戦災復興都市計画⁶²によって旧軍用地が緑地（千葉城緑地、後に熊本城緑地）となり、さらに都市計画決定で「熊本城公園」が誕生する昭和37（1962）年までの約18年間である。この時期の関係事項を年表にまとめた（表1）。熊本城跡は戦前、陸軍省所轄地として国が財産管理を行い、また戦後も大蔵省をはじめ国の省庁が国有財産（旧軍建物・旧軍用地）の管理を行っているため、年表左欄には戦災復興都市計画ほか国の法令等を記した。一方、右欄には主に熊本城跡（千葉城緑地、熊本城緑地、熊本城公園、特別史跡等）に関連する出来事を列挙している。また、当時の時代背景や熊本城跡の動向等から、「Ⅰ期～Ⅴ期」に区分し、「緑地」（戦前の防空や東京緑地計画との関連）、「公園整備」（昭和40年代以降は二の丸に着手）等の研究視点から、その前後にも時期区分を設けた（0期・Ⅵ期）。詳細は考察で後述する。

表1から、戦後の熊本城跡のあり方を決定づける各種施設の城内移転等が、特に昭和31・32（1956・57）年という極めて短期間のうちに決定したことがわかる。その後、昭和30年代半ば（1960年前後）に城内に新設されたRC建物の中には、平成28年熊本地震で被災し、既に解体・撤去・移転したものもあれば、60年以上を経て老朽化が進み、今後具体的な対応が必要な施設もある。これら施設が「なぜ熊本城内に立地しているのか」というそもそもの経緯について、少なくとも国・県・市の担当職員は管理上、把握しておくべきであろう。そこでまず、空襲被害をほとんど受けなかった熊本城内の「戦後の建物利用」と、その後の「土地利用」に関する状況確認から始めてみたい。

4.1 熊本市の空襲被害

米軍が撮影した2枚の空中写真（空襲前・後）から、熊本城跡周辺の空襲被害を確認する（図4・6）。当時、熊本城跡には第六師団司令部が置かれて多くの軍用施設があったが、空襲を免れてほとんどの建物が残存した。一方で、隣接する城下では多くの建物を焼失したことが分かる。城内の「燃えなかった旧軍建物」は、「焼失した市街地」の戦災復興を進める上で、決して無関係ではなかった（図7）。

4.2 熊本城跡の旧軍建物と転用状況

熊本城内に残された旧軍施設は、建物・土地いずれも、戦後に様々な転用が行われた。まず、建物の位置と転用状況を確認する（図5、表2・3）。



図4 空襲前の熊本市街地 昭和20(1945)年、米軍偵察機が撮影した損害評価用の写真

原所蔵機関：米国国立公文書館(RG243)、コレクションタイトル：日本占領関係資料、請求記号USB-15 R15: 0764-0776、書誌ID 000006879234、コレクション情報 日本占領関係資料>米国戦略爆撃調査団文書(USSBS)(RG243)、デジタル化製作者 国立国会図書館、筆者加筆(白文字)

熊本空襲は、昭和20(1945)年7月1日と8月10日に実施された。中央は熊本城跡。城内には終戦まで第六師団司令部ほか多くの軍用施設が置かれていた(図4～6・表2・3の①～⑫参照：番号共通)。現在、城内に立地する加藤神社、県立第一高等学校、城東小学校も、当時はまだ城外に所在していた。

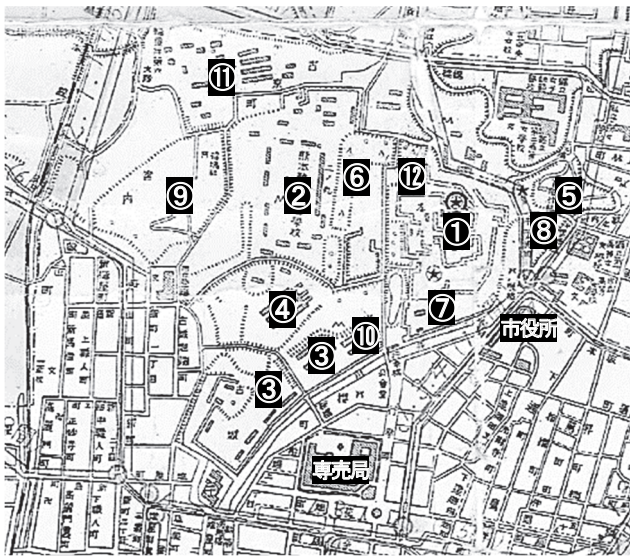


図5 城内の軍用施設(①～⑫)と城下の主な施設
「熊本市計画総覧」昭和4(1929)年
熊本県都市計画課所蔵

表2 城内の軍用施設(①～⑫)及び城下の主な施設と現状

No	軍用施設ほか施設名	当該地の現状
①	第六師団司令部	天守閣前広場
②	熊本予備士官学校	二の丸広場
③	兵器庫	合同庁舎跡地・県立第一高等学校
④	熊本第一陸軍病院	熊本医療センター
⑤	陸軍偕行社	NHK放送会館跡地
⑥	兵器部西出丸倉庫	笹園
⑦	兵器部嶽ノ丸倉庫	竹の丸
⑧	第六師団長官舎	高橋公園・JT跡地
⑨	陸軍病院分院	藤崎台県営野球場
⑩	憲兵隊庁舎	城彩苑
⑪	輜重兵第六大隊	三の丸第二駐車場・旧細川刑部邸
⑫	旧第六師団法務部庁舎	加藤神社
—	熊本市役所	熊本市役所
—	煙草専売局	サクラマチクマモト
—	熊本県庁	白川公園
—	城東小学校	熊本郵政局
—	県立第一高等学校	ホテルキャッスルほか
—	加藤神社	県道四方寄一熊本線、民家



図6 空襲後の熊本市街地 昭和20（1945）年、米軍偵察機が撮影した損害評価用の写真

原所蔵機関：米国国立公文書館（RG243）、コレクションタイトル：日本占領関係資料、請求記号USB-15 R15：0764-0776、書誌ID 000006879234、コレクション情報 日本占領関係資料＞米国戦時爆撃調査団文書（USSBS）（RG243）、デジタル化製作者 国立国会図書館、筆者加筆（白文字）
焼失を免れた熊本城内の旧軍施設とは対照的に、坪井川対岸（当時の煙草専売局、新市街、下通、県庁付近）では空襲被害が著しい（第1地区）。

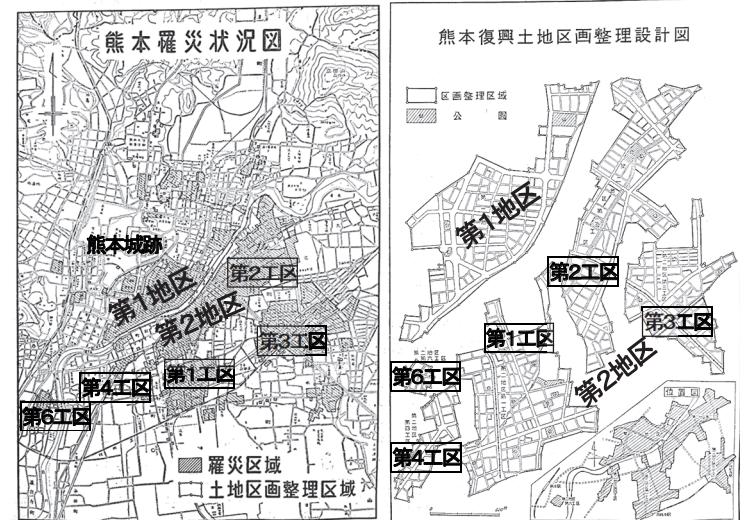


図7 熊本罹災状況図、熊本復興土地区画整理設計図（筆者加筆）
熊本市では市街地の約3割が空襲で焼失したため、戦災復興都市計画では罹災区域を基に土地区画整理区域を決定し、第1地区と第2地区（第1～6工区）に分けた。第1地区には市役所や県庁、煙草専売局、新市街、県立第一高等学校や城東小学校等も含まれていた。第六師団司令部が置かれていた熊本城跡では、空襲被害はなかった。

表3 戦後の所管と残存した旧軍建物の転用状況

No	所管	用途	時期
①	大蔵省	県立女子専門学校	昭和22年～
②	大蔵省	熊本博物館（本館）	昭和27年～
③	大蔵省	県立第二高等学校	昭和37年～
④	大蔵省	GHQ	昭和20年～
⑤	厚生省	国立病院	昭和20年～
⑥	大蔵省	熊本市教育委員会	昭和20年～
⑦	大蔵省	GHQ	
⑧	大蔵省	GHQ	（延寿寺事務所）
⑨	大蔵省	GHQ	
⑩	大蔵省	GHQ	
⑪	大蔵省	化血研	昭和21年～
⑫	大蔵省	県立図書館	昭和21年～

各時期の法制度により、転用促進の対象が異なる点に注意が必要。例えば熊本城跡の場合、昭和23（1948）年「国有財産法」緑地・公園（無償貸付）、医療施設（減額貸付）、昭和26（1951）年「旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律」学校（減額貸付・減額貸付）、昭和27（1952）年「国有財産特別措置法」博物館・図書館・学校（減額貸付・減額貸付）等の影響が考えられる。

昭和 20 (1945) 年の陸軍病院から国立病院へそのまま引き継がれた例を除けば、熊本城内における旧軍建物の転用で特に早かったのは、同 21 (1946) 年に第 6 師団法務部庁舎跡に入った熊本県立図書館と、三の丸の輜重隊跡に入った化学及血清療養研究所⁶³ (以下では化血研と略す) である。続いて、第六師団司令部を転用した同 22 (1947) 年、県立女子専門学校と同 27 (1952) 年熊本博物館など、多数の公共施設 (国立・県立・市立) があった。その背景には、昭和 23 (1948) 年以降、「国有財産法」「国有財産法特別措置法」など旧軍建物の転用促進を目的とした法整備が進められた事情もあるが、これらの法制度はそれぞれ転用促進の対象が少しずつ異なる点にも注意が必要である。例えば熊本城跡の場合、昭和 23 年 (1948) 国有財産法の「緑地・公園」(無償貸付)、「医療施設」(減額貸付)、昭和 26 (1951) 年旧軍用財産の貸付及譲渡の特例等に関する法律の「学校」(減額譲渡・減額貸付)、昭和 27 (1952) 年国有財産特別措置法の「博物館」「学校」(減額譲渡・減額貸付) 等の制度を利用した結果、この時期であったと考えることができる。すなわち、昭和 20 年代の城内に急速に公共施設が集中した理由は、国・県・市の設置主体を問わず、国による旧軍用地の建物転用促進という方針に基づくものと考えられる。

5 都市緑地から都市公園へ

5.1 千葉城緑地

戦後に通牒「軍用跡地を都市計画緑地に決定スルノ件」(1946.5) が出されると、熊本市でも都市計画緑地が決定した。「千葉城緑地」としての期間は、昭和 21 (1946) 年 9 月 25 日～昭和 33 (1958) 年 10 月 8 日までの約 12 年間であった。

5.1.1 戦災復興都市計画、都市計画緑地決定

戦災復興院による昭和 21 (1946) 年 9 月の「熊本復興都市計画」で、第一号の千葉城緑地 (76.15ha) と第二号の渡鹿緑地 (66.18ha) が決定した。千葉城緑地の位置は「熊本市古京町、二の丸町、南古城町、千葉城町、新堀町、宮内町」、地積は約 76.15ha (230,000 坪) であった (表 4)。

表 4 千葉城緑地・渡鹿緑地 (位置・地積など)

名称	位置	地積(ha)	摘要
千葉城緑地	古京町、二の丸町、古城町、南古城町、千葉城町、宮内町	76.15	昭和 21 年 9 月 25 日
渡鹿緑地	大江町地内	66.18	〃
合計	—	142.33	—

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第 1 巻』(P763) より筆者作成
合計面積 142.33ha という熊本市の二大緑地は元々、鎮台

設置以来の軍用地 (熊本城跡) と、広大な土地を求めて郊外へ移転・拡大した軍用地 (大江・渡鹿) で、いずれも戦後に残された既存ストックとしての国有地であった (図 8・9)。

なお、この都市計画緑地決定について、昭和 21 年当時の「理由書」には「本市従来の公園は狭隘で何等見るべき施設がないので今次の復興計画で本案のように緑地を決定し学都として文化都市として適応しい保健厚生その他の拡充を図らんとするもの」と記している。

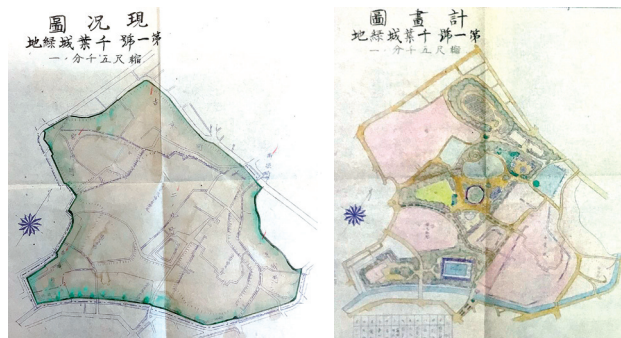


図 8 熊本県都市計画課 1946「第一号 千葉城緑地」現況図・計画図
『第十八回都市計画委員会関係書』熊本県都市計画課蔵

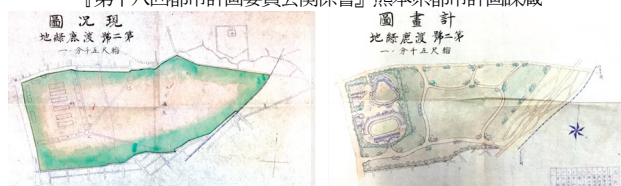


図 9 熊本県都市計画課 1946「第二号 渡鹿緑地」現況図・計画図
『第十八回熊本都市計画地方委員会関係書』熊本県都市計画課蔵

5.1.2 国有財産法、同特別措置法と熊本城

熊本城跡が都市公園決定で「熊本城公園」となるのは昭和 37 (1962) 年であるが、それ以前の昭和 23 (1948) 年には既に「熊本城公園化計画」があった。昭和 24 (1949) 年から大蔵省の無償貸付 (31,030 坪) を受けて本丸の整備に着手している。一方、昭和 25 (1950) 年の文化財保護法により、従来の史蹟は史跡に、国宝は重要文化財建造物となり、昭和 28 (1953) 年には監物櫓等の保存修理が実施された。また昭和 27 (1952) 年には監物台樹木園や熊本博物館が本丸に開設されたほか、本丸に設置された熊本少年保護鑑別所の土地 (約 862 坪) の評価額等の記録も見られる。

5.1.3 戦災復興土地区画整理の公園事業

戦災復興土地区画整理での公園事業費は昭和 25 (1950) 年頃がピークで、同 30 (1955) 年頃までにほぼ収束していることがわかる (図 10)。これは、空襲被災地における瓦礫の撤去や屋外の清掃・整地作業等がおおよそ終了した状況を示す。まだ「公園」は少なく、「公共空地」の割合が高い。

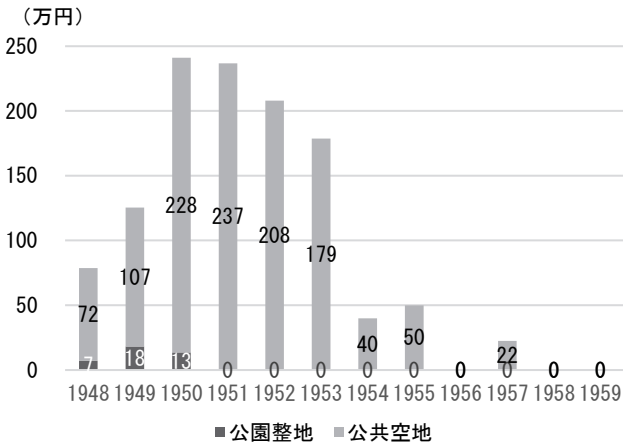


図10 熊本市における公園事業の事業費推移
出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P782~786)より筆者作成

5.1.4 復興土地地区画整理区域の縮小

全国的な動きと同様、本市の復興土地地区画整理区域も縮小した(図11)。その理由としては、進駐軍による接収や、昭和28(1953)年6.26熊本大水害等もあった(表5)。

なお、水害で発生した大量の泥土を熊本城内の水堀や空堀に廃棄・埋め立てたため、熊本城内の旧地形が大幅に改変されてしまった経緯がある。

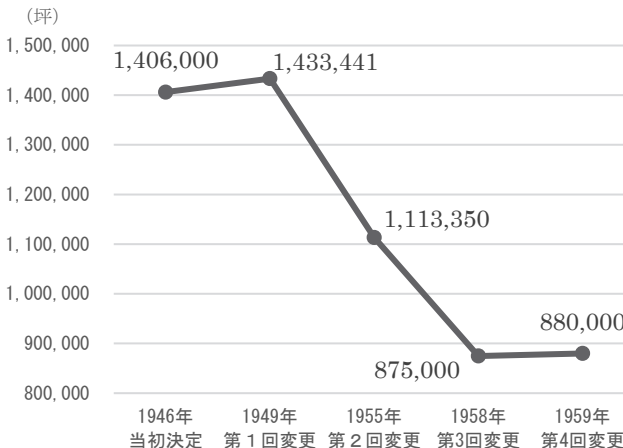


図11 熊本市における復興土地地区画整理区域面積の推移
出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P766)より筆者作成

表5 復興土地地区画整理区域面積縮小の理由等

	決定年月日	摘 要
当初決定	1946. 9. 25	
第1回変更	1949. 3. 19	進駐軍使用の土地、家屋の一部開放、運輸省の鉄道停車場計画の樹立等に即応せしめるため変更
第2回変更	1955. 5. 12	5工区、7工区の除外
第3回変更	1958. 10. 8	6.26熊本大水害のため残事業の多い区域、即ち第2次施行区域を除外
第4回変更	1959. 10. 26	辛島町朝日ビル附近を追加購入、大江町九品寺の一部を除外

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P766)より筆者作成

5.1.5 都市公園法公布、都市計画公園決定

熊本市の都市公園は昭和31年・32年に計27箇所が都市計画決定された(表6)。花畑公園(約2,600㎡)も大蔵省からの無償貸付による都市公園である。一方で、熊本市の二大緑地である千葉城緑地と渡鹿緑地は、当初の計画面積のまま都市公園決定されることはなかった。

表6 熊本市における都市計画公園決定

	都市計画公園	箇所数	地積(ha)	摘要
1次	区画整理区域外の鍛冶屋町公園ほか決定	3	15.83	昭和31年12月11日建設省告示第1959号
2次	区画整理区域内の花畑公園ほか追加決定	24	8.65	昭和32年2月5日建設省告示第38号

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P782~786)より筆者作成

5.1.6 進駐軍の接収解除

昭和20(1945)年~昭和31(1956)年まで、熊本城跡の旧軍施設は進駐軍が接収・使用した(表7)。熊本城跡以外にも、清水(熊本陸軍幼年学校)、大江(旧工兵第六大隊・旧歩兵第十三連隊・旧野砲兵第六連隊・旧騎兵第六連隊)、花園(柿原射的場)の旧軍施設が進駐軍に接収された。このうち千葉城地区の第六師団長官舎はその後、正面玄関の前半部のみが延寿寺(河原町)に移築され現存しており⁶⁴、官舎跡地は現在、高橋公園となっている。また旧偕行社の建物(図12)は、一時は進駐軍の利用もあったが、昭和26(1951)年5月に熊本市が国から600万円で購入した⁶⁵。

表7 進駐軍の接収状況⁶⁶(熊本城跡内の施設のみ抜粋)

場所	接収された旧軍施設	現在
千葉城	第六師団長官舎	高橋公園
千葉城	熊本偕行社	NHK放送会館跡地
本丸	兵器部西出丸倉庫	西出丸(笹園)
古城	憲兵隊本部	桜の馬場城彩苑
本丸	兵器部嶽ノ丸倉庫	竹の丸(肥後六花園)
古城	経理部桜橋兵器倉庫 レッド地区	熊本合同庁舎跡地
古城	経理部桜橋兵器倉庫 グリーン地区	熊本県立第一高等学校一帯



図12 絵葉書「熊本偕行社全景」(筆者蔵)

熊本市ではこれを市庁舎別館として使用し、市消防本部、市商工課統計係、自衛隊地方連絡部等が入った。昭和 35 (1960) 年 9 月に NHK が熊本放送会館建設のため当該地の取得希望を申し入れ、市議会での議案審議等を経て、600 万円で売却することが決定した⁶⁷。

一方、進駐軍の接收時に「レッド地区」と呼ばれた桜馬場には、近代の赤煉瓦造建物 4 棟 (図 13) をはじめ、兵器支廠の各種施設が戦後まで残っていたが、熊本合同庁舎の建設に伴い解体された。同様の赤煉瓦造建物 (国指定重要文化財)⁶⁸が金沢市で保存されており、現在は石川県立博物館等として活用されている。



図 13 兵器支廠 旧飯田組所蔵、伊藤重剛氏画像提供⁶⁹

5.1.7 国有財産の処分

戦後の行政財産、普通財産の合計推移をみると、1954・55 年頃に急増していることが分かる (図 14)。このうち、国の普通財産の取得原因に着目すると、全体の約 6 割を旧軍用財産が占めていたことが分かる (図 15)。これら普通財産のうち、特に昭和 31 (1956) 年に進駐軍による接收が解除された国有財産 (土地・建物・立木竹・工作物等) の処分方法について、閣議決定に基づき「国有財産地方審議会」で審議が行われた。

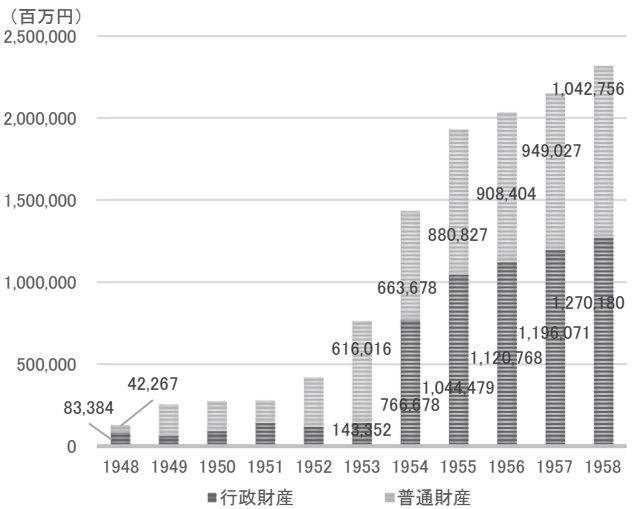


図 14 戦後の国有財産の推移
出典：大蔵省管財局 昭和 35 (1960) 年版『国有財産白書』

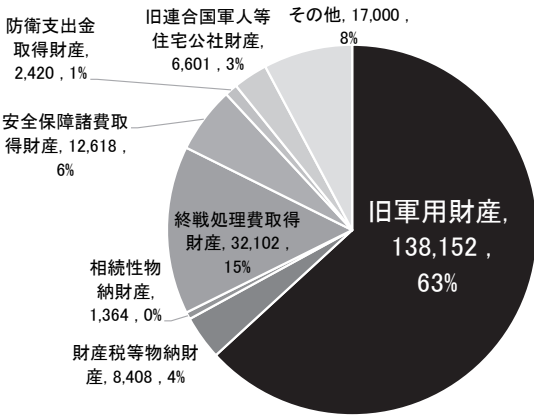


図 15 大蔵省所管一般会計所属普通財産額 (取得原因別) 昭和 32 (1957) 年 3 月 31 日現在

表 8 国有財産南九州地方審議会の開催回数・月日など

第 1 回 (1956 年)	6 月 26 日	付議 1 件、決定 1 件
第 2 回 (")	8 月 6 日	付議 9 件、決定 9 件
第 3 回 (")	9 月 10 日	付議 4 件、決定 4 件
第 4 回 (")	11 月 6 日	付議 10 件、決定 9 件、継続 1 件
第 5 回 (")	12 月 8 日	付議 11 件、決定 10 件、継続 1 件
第 6 回 (")	2 月 26 日	付議 9 件、決定 7 件、継続 2 件
第 7 回 (")	3 月 11 日	付議 6 件、決定 6 件
第 8 回 (")	5 月 8 日	付議 4 件、決定 4 件

当時の熊本は南九州財務局の管轄であったので、熊本城内の旧軍施設を含む国有財産については「国有財産南九州地方審議会」で決定された (表 8)。

また、国有財産の貸付 (減額貸付・無償貸付・使用承認) に関する記録のうち、熊本城跡に関連する内容を表 9 (①～⑨) にまとめた。なお減額貸付・無償貸付等の区別は、昭和 27 (1952) 年の国有財産特別措置法により定められた「公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的」としていた。

以上、国有財産の処分方法等の資料は現在、インターネット上 (国立国会図書館デジタルコレクション等) で、誰でも閲覧可能となっている。戦後の城内の土地所有が現状に至った経緯は、本研究において重要な部分であるため、表 9 (①～⑨) の施設については、本文でも詳細を述べる。

表9 国有財産地方審議会の審議経過⁷⁰ 昭和31・32年度分：熊本城跡の間連のみ抜粋

①	回/年月日	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	備考	減額	用途	出典
	減額売却 第3回 S31.9.10 P111	旧第6師団兵器部	熊本市（板橋倉庫） グリーン地区	土地 立木竹 建物 〃延 工作物	15,605.530坪 644.300石 32棟 2968.65坪 一式	審議の結果、事務当局案を妥当と認め決定	国有財産特別措置法第3条第1項第1号ハに基づき5割減額	県立第一高等学校	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』
②	処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売却価格（円）	備考	用途	出典
	所管換 第3回 S31.9.10 P117	旧第6師団兵器部及び憲兵隊本部 （レッド地区）	熊本市	土地 建物 〃延 工作物	13,715.880坪 25棟 3,543.600坪 一式	—	在日米軍から返還後、大蔵省へ所管換することについて事務当局案を妥当と認め決定	政府機関の合同庁舎の施設として使用するため、大蔵省に所管換	〃
③	処理区分	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売却価格（円）	備考	用途	出典
	未利用財産の活用 方策 第3回 S31.9.10 P121	旧第6師団司令部丘の丸倉庫	熊本市本丸町	土地 建物 〃延 立木竹	6,281.160坪 28棟 698.420坪 32本	—	審議の結果、適当であるとの決定	公園施設として熊本市に貸付	〃
④	処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売却価格（円）	相手方	用途	出典
	売却 第5回 S31.12.8 P112	旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所	熊本市本丸町	土地	1,590.000坪	—	宗教法人加藤神社（予算決算及び会計令第96条第22号の規定に基づく隨意契約で売却）	加藤神社の遷宮地	〃
	第6回 S32.2.26 P112	〃	〃	〃	1,531.890（数量を変更）坪	4,595,670（3,000円/坪）	*審議したが決定を見ず、小委員会に付託、継続審議	〃	
	小委員会	〃	〃	〃	〃	3,982,914（2,600円/坪）	〃 決議	〃	
	売却 第7回 S32.3.11 P112	〃	〃	〃	〃	〃	小委員会の決議を妥当と認め決定	〃	
⑤	処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売却価格（円）	備考	用途	出典
	無償貸付 第6回 S32.2.26 P116	旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所	熊本市本丸町	土地	7,706.500坪	—	国有財産法第22条第1項第1号に基づき無償貸付（事務当局案を妥当と認め決定）	公園（主として運動公園）	〃
⑥	回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	減額前の評価額（円）	減額	用途	出典
	減額売却 第7回 S32.3.11 P112	旧第6師団兵器部	熊本市（板橋倉庫） グリーン地区	土地 立木竹 建物 延 工作物	14,728.760坪 644.300石 29棟 2359.89坪 一式	48,604,908 853,935 18,099,600 — 3,610,566	35,584,505 *5割減額の金額で適否を審議、決定せず 小委員会に付託	県立第一高等学校	〃
	小委員会	〃	〃	〃	〃	〃	建物の価格については、財務局が複成価格から算出した現在価格よりも精通者の意見価格が著しく高いものは、評価資料として適当でないので、採用しないこと等を決定	〃	〃
⑦	処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	減額前の評価額（円）	相手方	用途	出典
	売却 第8回 S32.5.8 P114	旧藤崎台練兵場	熊本市宮内町	土地	960.580坪	6,176,529	社会福祉法人恩賜財団済生会支部熊本県済生会（予算決算及び会計令第96条第21号の規定に基づく隨意契約で売却）	社会福祉事業（病院敷地）	〃
⑧	処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	4割減額（円）	備考	用途	出典
	減額売却 第8回 S32.5.8 P114	旧藤崎台練兵場	熊本市宮内町	土地	960.580坪	3,705,917	国有財産特別措置法第3条第1項第4号に基づき4割減額（事務当局案を妥当と認め決定）	社会福祉事業（病院敷地）	〃
⑨	処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売却価格（円）	備考	用途	出典
	無償貸付 第8回 S32.5.8 P116	旧藤崎台練兵場	熊本市宮内町	土地	1,012.770坪	—	国有財産法第22条第1項第1号に基づき無償貸付（事務当局案を妥当と認め決定）	公園用地	〃
	〃	〃	〃	〃	24.070坪	—	道路法第90条第2項に基づき無償貸付（事務当局案を妥当と認め決定）	道路用地	

表10 南九州財務局の主な貸付、使用承認等財産⁷¹ 昭和36・38・39年度分、熊本城跡の関連のみ抜粋

昭和36年度										
処理区分	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	賃付料年額（円）	相手方	用途	出典		
減額貸付	旧熊本陸軍予備士官学校	熊本市二の丸町	土地	5,136.720坪	1,094,639	熊本県知事	県立第二高等学校	南九州財務局1963『南九州財務局要覧 昭和37年』		
			建物	882.230坪	418,902					
			工作物	3個	3,817					
			計		1,517,358					
無償貸付	旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所	熊本市本丸町	土地	53,073.680坪	—	熊本市長	熊本城公園			
			立木竹	1,197.340㎡						
			工作物	11個						
昭和38年度										
処理区分	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	賃付料年額（円）	相手方	用途	出典		
減額貸付	旧熊本陸軍予備士官学校	熊本市二の丸町	土地	7,114.480坪	1,625,869	熊本県知事	県立第二高等学校	南九州財務局1965『南九州財務局要覧 昭和39年』		
			建物	1,183.050坪	556,472					
			工作物	—個	4,211					
			計		2,186,110					
無償貸付	旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所	熊本市本丸町	土地	53,073.680坪	—	熊本市長	熊本城公園			
			立木竹	1,197.340㎡						
			工作物	11個						
			計							
無償貸付	旧藤崎台練兵場	熊本市宮内町	土地	18,838.590坪	—	熊本県知事	運動公園（県営球場）			
			立木竹	411.490㎡						
昭和39年度										
処理区分	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	賃付料年額（円）	相手方	用途	出典		
減額貸付	旧熊本陸軍予備士官学校	熊本市二の丸町	土地	939.397坪	2,315,185	熊本県知事	県立第二高等学校	南九州財務局1966『南九州財務局要覧 昭和40年』		
			建物	190.421坪	1,380,974					
			工作物	11個	18,821					
			計		3,714,980					
無償貸付	旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所	熊本市本丸町	土地	54,235.760坪	—	熊本市長	熊本城公園			
			立木竹	1,197.340㎡						
			工作物	—個						
			計							
無償貸付	旧藤崎台練兵場	熊本市宮内町	土地	18,838.590坪	—	熊本県知事	運動公園（県営球場）			
			立木竹	411.490㎡						
			計							
			計							
使用承認	旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所	熊本市本丸町	土地	1,685.920坪	—	文化財保護委員会委員長	重要文化財敷地			
			計							

①熊本県立第一高等学校（グリーン地区）

通称「グリーン地区」と呼ばれた桜橋倉庫は、国有財産特別措置法による減額売払が決定した。土地（約15,605坪）、建物（32棟）等は5割減額で国から県立第一高等学校へ売り払われた。その後、旧軍建物の多くは解体・撤去され、新設の校舎が完成・竣工した。昭和35（1960）年に移転・開校し現在に至る。当地は特別史跡外、都市公園外である。

②合同庁舎（レッド地区）

通称「レッド地区」と呼ばれた桜馬場には、建物の高層化と機能の集約化を目指していた合同庁舎の建設が決定し、土地（約13,716坪）、旧軍建物（25棟）等は大蔵省へ所管換えが行われた。その後、建物の多くは解体・撤去され、新設の合同庁舎が完成・竣工した。昭和35（1960）年に移転・開所したが、老朽化等により平成22・26（2010・2014）年度に、熊本駅周辺地区に新築・移転した⁷²。平成27（2015）年3月まで使用された後、平成30（2018）年10月に特別史跡熊本城跡へ追加指定され、九州財務局から文化庁へ所管替えとなった⁷³。現在は駐車場や復旧工事用の資材置場等として、本市が使用している。都市公園外である。

③岳の丸倉庫（竹の丸）

竹の丸は「未利用財産の活用方策」を理由に、土地（約6281坪）、建物（28棟）、立木竹（32本）が国から熊本市に無償で貸し付けられ、公園施設として利用された。その後、昭和34（1959）年頃には竹の丸を含む本丸地区の旧軍建物の取り壊しが進められ（図16）、こうした解体工事の影響で、当時は長堀（国指定重要文化財）が倒壊・破損する被害もあった⁷⁴。当地は特別史跡内、都市公園内である。



図16 旧軍建物の取り壊し（竹の丸）
昭和34（1959）年4月（熊本日日新聞社）

④宗教法人加藤神社の遷宮地（本丸）

京町方面から千葉城付近を通して市役所方面へと繋がる国道3号線（現県道303号四方寄熊本線）が計画され⁷⁵、

大規模な工事を実施した（図17）。工事に先立ち、京町に立地していた加藤神社が移転することになり、その遷宮地として本丸内の現在地が選ばれた。国が加藤神社へ随意契約で売り払う審議が行われたが（第5回国有財産地方審議会）、面積変更（約1,590坪→約1,532坪）や価格変更（坪単価3,000円→2,600円）について計3回の審議会と小委員会にて継続審議が行われ、土地の売払が決定した。当地は特別史跡外、現在は都市公園内だが、「長期未整備見直し」対象地である。後年、「千葉城町で3番16所在の石垣の一部が国道3号線改良工事によって失われた」ため、特別史跡熊本城跡の範囲のうち「この若干の部分の指定を解除」という内容で昭和44（1969）年3月に文部大臣に答申、昭和58（1983）年に特別史跡熊本城跡の一部が指定解除となった。



図17 移転した加藤神社跡の道路工事
昭和37（1962）年4月（熊本日日新聞社）

⑤熊本城公園（西出丸笹園：主として運動公園）

本丸の土地（約7,707坪）は熊本市への無償貸付が決定した。なお、熊本市の公園カルテでは、大蔵省からの土地貸付面積の記録が昭和35（1960）年4月から、すなわち「熊本城公園」の都市公園決定（昭和37年）以前から残されている。その面積の合計は約180,000㎡で、うち笹園が約3割を占めている（図18）。当時の熊本城は「熊本国体」会場としても使用されており、運動公園（テニスコート・バレーコート）としての役割もかなり大きかったことが分かる。当地は特別史跡内、都市公園内である。

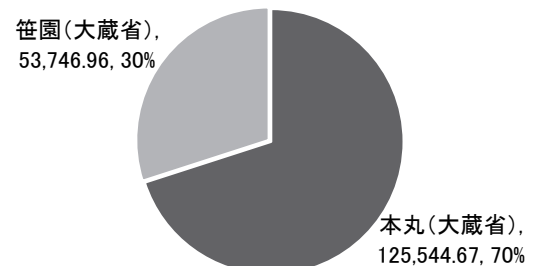


図18 昭和35（1960）年当時の熊本城公園面積内訳
5年更新でその後も継続（熊本市公園カルテより）

⑥熊本県立第一高等学校（グリーン地区）

前述①に同じだが、小委員会は、建物の価格については財務局が複成価格から算出した現在価格よりも精通者の意見価格が著しく高いものは、評価資料として適当でないの、採用しないこと等を決定した。

⑦・⑧済生会病院（宮内町、段山跡地）

段山跡の一部は、済生会病院の敷地として昭和 32（1957）年に売却が決定した。これも国有財産特別措置法（4 割減額）によるものである。当地は段山の消失により、特別史跡の指定を解除されている。都市公園外である。

⑨公園用地・道路用地（宮内町、段山跡地）

公園用地・道路用地として無償貸付が決定した。当地は同じく段山の消失により、特別史跡の指定を解除されている。都市公園外である。

以上、昭和 31・32（1956・57）年「国有財産地方審議会」（表 9）で審議された①～⑨の位置を写真で示す（図 19）。



図19 国土地理院ウェブサイト（下記）を加工して作成
<https://maps.gsi.go.jp/#16/32.805153/130.702447/&ls=nendophoto2016&disp=1&lcd=nendophoto2016&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>

図中の番号は表 9 と共通で、①と⑥、⑦と⑧は同じ施設。

いずれも旧軍用地（国有地）であった表 9①～⑨のうち、①④⑥⑦⑧は「売却」「減額売却」によって国有地ではなくなり、特に④では宗教法人の民有地が本丸内に誕生することになった。一方、③⑤⑨は「無償貸付」で、その相手方は熊本県知事や熊本市長であり、主に公園として管理する土地となった。なお、②のみ「所管換」で、その後も国有地としての利用が継続した。

このうち公園としての土地利用（③⑤）を除くと、旧城域への施設移転・建物新築が決定した施設は、①⑥県立第一高等学校（古城）、②合同庁舎（二の丸）、④加藤神社（本丸）、⑦⑧済生会病院（宮内：段山跡地）である。これら施設はその後、老朽化して城外へ移転・新築したもの（②合

同庁舎、⑦⑧済生会病院）もあれば、60 年以上を経て現在も城内に所在しているもの（①⑥県立第一高等学校、④加藤神社）もある。

5.1.8 合同庁舎の立体化と城跡

大蔵省管財局がまとめた『国有財産白書（昭和 36 年版）』によれば、昭和 32（1957）年は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」や、「国有財産特殊整理資金特別会計法」に基づき、官庁の移転、庁舎の一部明渡し、集約化・立体化、耐火構造の高層建築物への移行、再配置、処分等が進められた。熊本合同庁舎（立体化）は「第 1 次特定庁舎等特殊整備計画」（昭和 32 年度）に含まれ、昭和 35（1960）年 12 月に熊本城内（二の丸）に完成した。ここには、熊本国税局、熊本農地事務局など、7 官署が入った。

5.1.9 その他の国有財産転用状況

『国有財産白書（昭和 38 年版）』には、普通財産転活用の実態（学校、住宅、病院、社会福祉施設、上下水道、公園などの利用に供するための無償貸付など）や、経済成長への寄与：「主要旧軍施設（旧軍港施設を除く）の産業関係転活用分布」など新しい工業地帯の造成にも大きく寄与している当時の状況が紹介されている。その他、「熊本城内にあった陸軍施設（司令部・長官舎など）や、「県・市による旧軍用地の取得状況」（1 万㎡以上）、「民間企業等による旧軍用地の取得状況」等も掲載されている。熊本城の場合、偕行社の土地・建物（千葉城）が NHK に売却された。

5.2 熊本城緑地

「熊本城緑地」としての期間は昭和 33（1958）年から昭和 37（1962）年までの約 3 年半であった。

5.2.1 千葉城緑地から熊本城緑地へ

熊本城跡の緑地及び公園化における面積推移を見ると、本市の計画緑地のうち第一号「千葉城緑地」（76.15ha）の当初面積が最大であった（図 20①）。

その後、昭和 33（1958）年 3 月 27 日の第 36 回熊本都市計画地方審議会で「千葉城緑地」から「熊本城緑地」へ名称を変更し、県立第一高等学校と合同庁舎の区域除外を審議した。こうして二の丸町、宮内町、古城町の各一部を除外したため、「熊本城緑地」の地積は「72.30ha」に減少し、同年 10 月 8 日に建設省告示（第 1756 号）となった（図 20②）。さらに、第 38 回熊本都市計画地方審議会（1958 年 12 月 8 日）で、県営プールの区域追加を審議した。その結果、面積が一部追加され「74.0ha」となり、同年 12 月 13 日建設省告示（第 2127 号）となった（図 20③）。

その後、昭和 37（1962）年の都市公園「熊本城公園」決定時にはさらに大幅に縮小（NHK ほかを除外）した（図 20 ④）。こうして、緑地から都市公園へ変更される際にその面積は「56.02ha」に減少したが、その後 30 年以上、「熊本城公園」の面積にはほとんど変化がなかった（図 20⑤）。

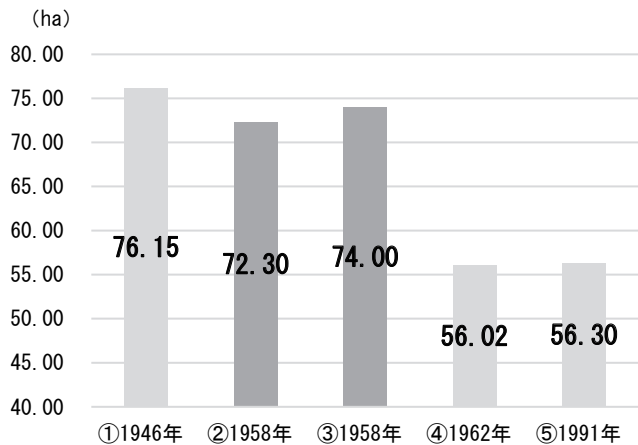


図 20 ①千葉城緑地 ②③熊本城緑地 ④⑤熊本城公園（面積）
建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』（P763）及び熊本市 2018
『特別史跡熊本城跡保存活用計画』（P140～141）より筆者作成

5.2.2 戦災復興公園土地地区画整理の公園敷地

国の都市公園法制定が昭和 31（1956）年、熊本市の都市公園条例制定が同 33（1958）年で、前述したとおり同年に「熊本城緑地」へ名称変更、さらに昭和 37 年に「熊本城公園」（都市計画公園）となった。地区内の公園は 33 箇所（うち 1 箇所は既存）を新設したが、予算の都合上、国庫補助により施行された公園は 20 箇所であった。その数には、白川公園（県庁跡）、辛島公園なども含む。

古城堀端公園や段山公園は旧城域内に位置しており、本来は熊本城公園と一体で扱うべき範囲であるが、戦前から古城堀の埋め立てや昭和 28（1953）年 6.26 熊本大水害後の段山の消失等により、別個の公園として先に決定した（表 11）。

表 11 熊本市における都市計画公園決定（一部のみ抜粋）

番号	公園名称	位置	地積 ha
1	鍛冶屋町公園	鍛冶屋町地内	0.20
2	古城堀端公園	古城堀端地内	0.55
3	段山公園	宮内町地内	0.28
4	水前寺運動公園	出水町地内	14.80
5	花畑公園	花畑町地内	0.26
18	白川公園	新南千反畑町地内	1.95

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』（P762・763）より筆者作成

なお、この時点で熊本城跡は未決定公園 13 件のうちの 1 つとして「熊本城公園（本丸 1）110ha」と記載されているが（表 12）、正式な都市公園決定では面積が大幅に縮小することになる。

表 12 未決定であるが公開された公園（13 のうち一部抜粋）

公園緑地名（名称）	位置	地積 ha
水前寺公園（成趣園）	出水町今 624 外	67.00
熊本城公園	本丸 1	110.00
清爽園公園	宮内町	0.60
古城堀端公園	古城堀端町 5	0.55
辛島公園	辛島町	0.24

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』（P763）より筆者作成

5.2.3 大小天守の再建と第六師団司令部建物の解体

本丸の天守台跡に隣接していた旧第六師団司令部建物は、戦後に県立女子専門学校（昭和 22 年～）、熊本博物館（昭和 27 年～）に転用されていたが（図 21）、昭和 35（1960）年に大小天守が再建（図 22）された後、取り壊された。熊本博物館はその後、勸業館内（本館）と天守閣内（分館）において、自然・人文分野の展示を行った。



図 21 熊本博物館に転用された旧第六師団司令部（本丸）
昭和 35（1960）年 4 月（熊本日日新聞社）



図 22 再建された天守と解体間近の旧第六師団司令部建物
昭和 35（1960）年 7 月（熊本日日新聞社）

5.2.4 国体開催とスポーツ施設の整備

昭和 35 (1960) 年秋季の第 15 回国民体育大会が熊本県内で開催されることが決定すると、県営野球場建設敷地に藤崎台が選定された。建築工事により東南隅の石垣は埋没し、900 年以上とされる藤崎八幡宮跡は大きく改変されることとなった。そのため施工に先立って調査を行い、その記録を刊行して将来に顕すことが議定された。その調査成果は『熊本県文化財調査報告第二集 藤崎台』⁷⁶として熊本県教育委員会により刊行された。

また、二の丸に建設が決定した合同庁舎の東隣(現 城彩苑)に、県営プールが建設された。ここは、旧第 6 師団兵器部及び憲兵隊本部が置かれていた場所で運動公園(県営プール)として、国から県へ「無償貸付」が行われていたことが分かる(表 10: 昭和 39 年度)。

5.3 熊本城公園

昭和 37 (1962) 年の「熊本都市計画地方審議会」の結果、「熊本城緑地」は「熊本城公園」へと変更された。同年の審議会は計 3 回(3・10・12 月)開催されたが、熊本城については 3 月の審議会にて緑地から都市公園へと変更された。この都市公園決定以降、約 60 年を経て今日に至っている。

5.3.1 熊本城緑地の廃止、都市計画公園「熊本城公園」

昭和 37 (1962) 年の「熊本城緑地」(図 23) から「熊本城公園」(図 24) への変更理由について、「第 49 回熊本都市計画地方審議会」文書には、「熊本城緑地は、昭和 21 年 9 月都市計画決定後一部の区域は事業化し公園施設等の整備に努めつつあるが、当該緑地には、各種公共建築物及び民有地(社寺有地)等があり、それらの沿革並びに将来計画等を勘案すれば現状のまま公園化するには幾多の困難と財施上の支障が伴うとともに国立病院、保護観察所等公共施設の改築については地元の強い要請並びに諸般の特種事情もあって、種々検討した結果本案のように当該緑地を市民に親しみやすい熊本城公園に名称変更するとともに名実ともに都市公園として施設の整備を施行できる区域のみを熊本城公園として計画決定し、市民の厚生慰楽並びに観光客の憩の場に寄興しようとするものである。なお、除外する区域は風致地区として指定し、熊本城近傍地に相応した建築行為等の制限を行う予定である」とある。このとき、NHK 敷地等を含めた約 18ha が除外され、前述したように熊本城の緑地・公園化の過程における面積減少はこれが最大である(図 20④)。また同年、熊本市では他にも公園 29 箇所と緑地 2 箇所において、都市公園計画を決定している。



図 23 熊本県都市計画課 1962「熊本城緑地廃止」
『第 49 回熊本都市計画地方審議会決定事項確認図』

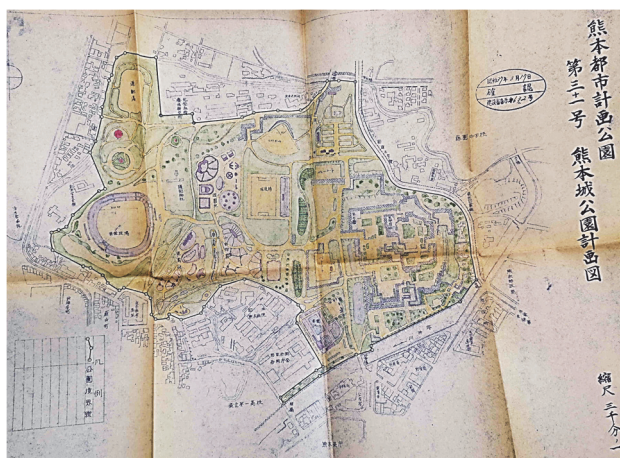


図 24 熊本県都市計画課 1962「熊本城公園計画図」
『第 49 回熊本都市計画地方審議会決定事項確認図』

5.3.2 熊本城再建記念躍進熊本大博覧会

昭和 35 (1960) 年の天守再建を記念し、昭和 37 (1962) 年 3 月 20 日から 5 月 20 日に『熊本城再建記念躍進熊本大博覧会』⁷⁷が開催された(図 25)。都市公園決定直後の開催である。会場となった熊本城跡には、931, 772 人が来場した。



図 25-1 熊本城再建記念躍進熊本大博覧会案内(筆者蔵)

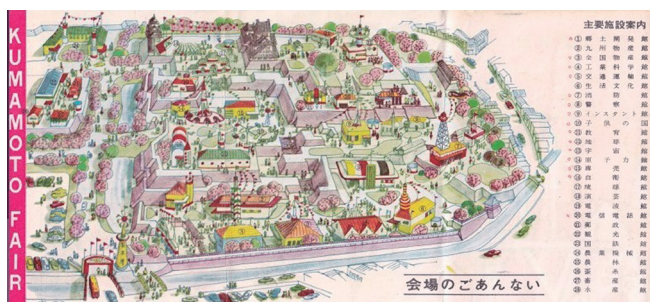


図 25-2 熊本城再建記念躍進熊本大博覧会案内（筆者蔵）

5.3.3 南九州財務局による減額貸付・無償貸付

前述した表 10 には、「減額貸付」（県立第二高等学校）、「無償貸付」（藤崎台県営野球場、県営プール）等の記録がある。国体開催後の昭和 36 年度には、二の丸を県立第二高等学校へ減額貸付することが決定している。二の丸（旧熊本陸軍予備士官学校跡地）の建物は、戦後に熊本大学医学部薬理教室として使用していたが、ここを国が県に「減額貸付」することで、二の丸に普通高校が誕生することとなった。そのため、昭和 37（1962）年 4 月に開設されてから昭和 43（1968）年に現在地（東区東町）へ校舎を新設・移転するまでの約 6 年間は、県立第一高等学校（古城）と県立第二高等学校（二の丸）が城内に併存する状態となった。県立第二高等学校への貸付は当初、土地が約 5,137 坪、建物が約 882 坪であったが、その後はその面積や貸付金額に変動・増減があったことがわかる（表 10）。

一方で、本丸の司令部・拘禁所跡は熊本市への無償貸付が決定し、土地（約 53,074 坪）のほか立木竹や工作物等が、また県に対しては、藤崎台県営野球場の無償貸付が加わったことが表 10 から分かる（昭和 38 年度中）。さらに県に対しては県営プールの無償貸付が、文化財保護委員会に対しては重要文化財敷地の使用承認が加わっている（昭和 39 年度中）。

藤崎台県営野球場と県営プールは、国が県に「無償貸付」した国有地の上に、県がそれぞれ野球場とプールを新設して城内の「運動公園」としたもので、藤崎台県営野球場の敷地には国指定天然記念物「藤崎台クスノキ群」もある。県営プールはその後撤去され、跡地には新たに観光施設「桜の馬場城彩苑」が建設された。当地は特別史跡内、都市公園内である。藤崎台県営野球場の場所は特別史跡外、都市公園内で、野球場は現在も同地に所在している。

5.3.4 用途地域の変更申請と「事務所地区」の指定

熊本市は昭和 37（1962）年 3 月に用途地域の変更申請も行っている（図 26）。特別用途地区の指定に「文教地区」と「事務所地区」を指定するもので、その理由として「熊本都市計画用途地域中、商業地域内に於ける特に官公庁並びに商社等の事務所で形成されている地区及び将来事務所地区として発展すると予想される地区を事務所地区として指定するものである」と記している。この申請はその後、同年 11 月の第 51 回「熊本都市計画地方審議会」で決定した。図の凡例によれば、千葉城地区・市役所・花畑や合同庁舎の位置が「事務所地区」（約 26ha）とされ、その分類は「商業地区」（約 493ha）に含まれている。現在の熊本都市計画では、こうした特別用途地区の指定はないが、1962 年当時の熊本城と都市計画の関係を知る上で貴重な資料である。

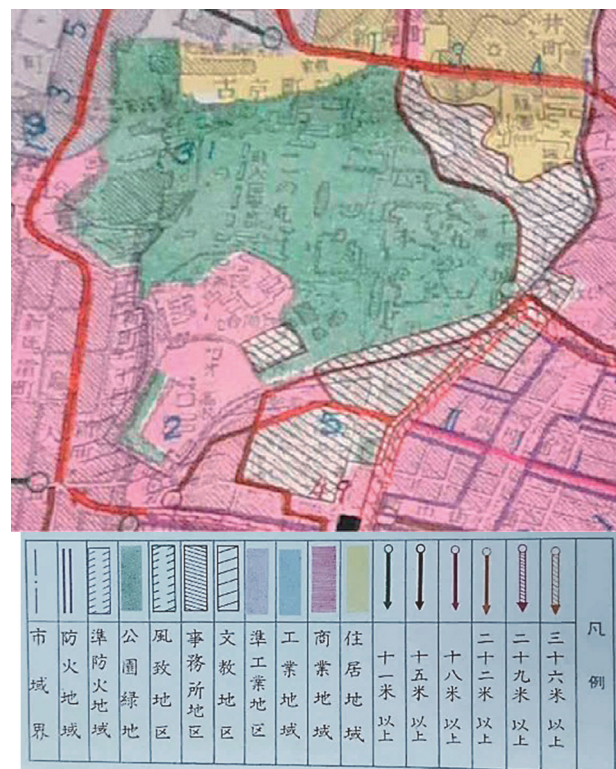


図 26 熊本県都市計画課 1962「事務所地区」

『第 51 回熊本都市計画地方審議会』

凡例：千葉城地区・市役所・花畑等は「事務所地区」（約 26ha）で、その分類は「商業地区」（約 493ha）に含まれる。また「文教地区」（約 172ha）の分類は「住居地域」（約 3,849ha）に含まれる。

以上、5 章では「千葉城緑地」、「熊本城緑地」、「熊本城公園」と変遷する過程で面積が縮小した経緯をまとめた。そして、1962 年の都市公園「熊本城公園」の決定範囲は、昭和 31・32（1956・57）年の旧軍用地売却など、国有財産の処分結果に多大な影響を受けていたことが明らかになった。

— 54 —

6.3 戦後の熊本城跡が果たした役割

戦後まもなく計画された「千葉城緑地」は、「熊本城緑地」「熊本城公園」へと変更される中で、その都市緑地面積・都市公園面積が減少し、当初の計画通りには実現できなかった。「熊本城公園」は現在、都市計画決定の区域としては公園面積 55.7ha（城内 4 神社：長期未整備箇所を含む、国立病院は平成 29 年除外済み）、都市公園法で供用開始している面積は約 54.3ha（542,630 m²）である（一部、都市計画公園区域外を含む）。

しかしその一方で、昭和 21（1946）年に「千葉城緑地」と同時に都市計画決定された「渡鹿緑地」（66.18ha）は、自作農創設のため昭和 37（1962）年に廃止（渡鹿公園に名称変更、1.3ha に縮小）された。また他にも、戦後に白川両側に計画していた幅 20m の緑地帯、特に右岸は幅 40m の緑地帯で防火区画を兼ねる計画だったが、昭和 24（1949）年国の再検討 5 箇年計画により規模縮小、さらに昭和 28（1953）年の 6.26 水害後には白川の改修工事により緑地帯がさらに減少した。こうした経緯を鑑みると、ある程度広大な面積を保ったまま現在に至る熊本城公園は、戦後の熊本の緑地・公園計画の中で大きな役割を果たしたと言えるだろう。

6.4 特別史跡と都市公園

平成 28 年熊本地震以後の「特別史跡熊本城跡」の面積は、追加指定により拡大した（図 28）。

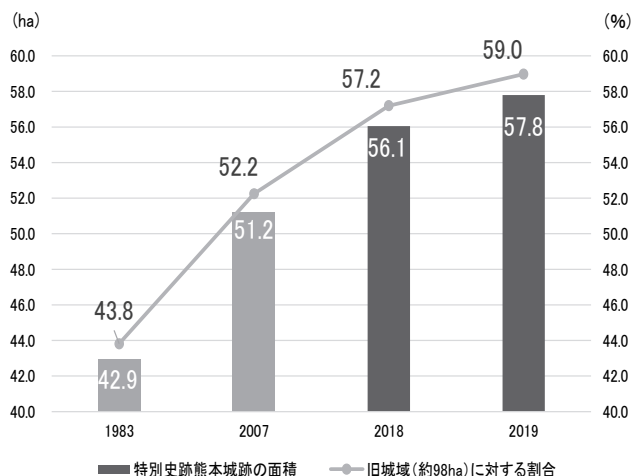


図 28 特別史跡熊本城跡の面積と旧城域に対する割合推移
熊本市 2018『特別史跡熊本城跡保存活用計画』より筆者作成

「文化財保護法」による「特別史跡熊本城跡」（指定面積：約 57.8ha）と、「都市計画法」による「熊本城公園」（決定面積：約 55.7ha）では、その面積と範囲が異なる。しかしながら、現在の「特別史跡熊本城跡」と「熊本城公園」等

の都市計画公園の範囲を重ねてみると、両方の網がかかっている範囲が大半である（図 29）。

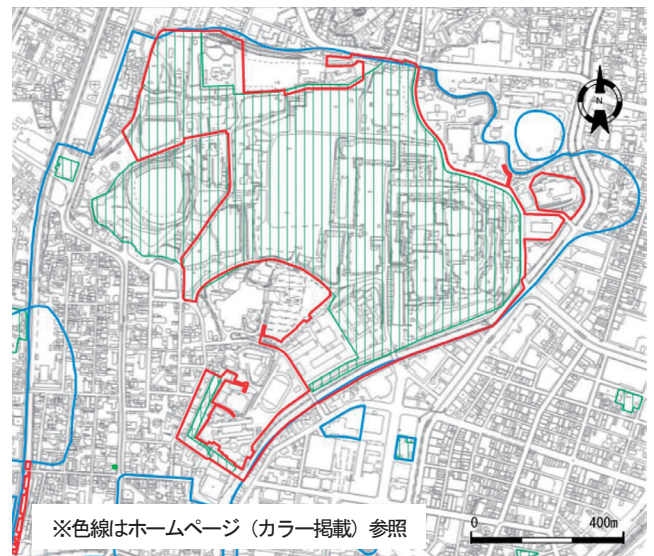


図 29 「特別史跡熊本城跡」（赤線）、「埋蔵文化財包蔵地」（青線）、「都市計画公園」（緑斜線）の現況
熊本市役所 GIS システム（2023 年 5 月現在）に筆者加筆

本稿で紹介した城内所在の既存施設について、「特別史跡内・外」、「都市公園内・外」という視点で分類した（図 30）。この現況を踏まえた上で、次項の「民有地と長期未整備都市計画公園見直し」を考えてみたい。

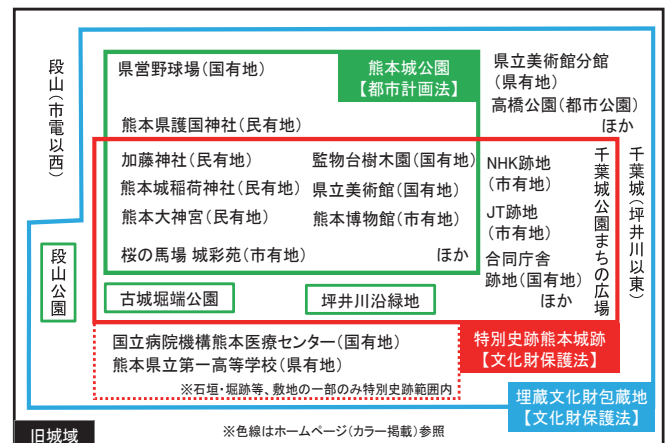


図 30 城内施設と「特別史跡」内・外、「都市公園」内・外
史跡拡大に伴い、「熊本城公園」の供用範囲も順次拡大している。近年追加指定されたばかりの土地は特別史跡のみ（例：合同庁舎跡地の一部、高麗門・御成道跡、JT・NHK 跡地）となっている。

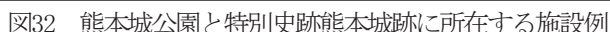
6.5 民有地と長期未整備都市計画公園見直し

他の都市計画公園同様、熊本城公園についても「長期未整備公園見直し」が検討されており、熊本医療センター敷地（一部）のほか、熊本大神宮、熊本城稲荷神社、熊本県護国神社、加藤神社といった城内の民有地や、「宮内地区」の一部が見直し対象となっている（図 31）。



	土地所有	土地所有に関する経緯	年代
①	熊本医療センター (厚生労働省)	二の丸。独立行政法人の管理。鎮台病院として城内に設置された後、衛戍病院、陸軍病院、国立病院と名称変更を行い、現在まで二の丸に立地。	明治6 (1873)
②	民有地、 公有地 (宮内地区)	水濠の埋立地を軍との土地交換で大日本軌道株式会社が取得(知足寺-宮内間)。その後、民有地化し、宅地化が進んだ。一部を市が購入し、公有地化。	明治44 (1911)
③	熊本城 稲荷神社	本丸。民有地。 戦前から現在地に所在。	大正
④	熊本大神宮	本丸。民有地。 戦前から現在地に所在。	昭和2 (1927)
⑤	熊本県 護国神社	宮内。民有地。建設予定地の黒髪(立田山)が農林省林業試験場建設予定地となったため、城内(宮内地区)へ遷座予定地が変更。	昭和32 (1957)
⑥	加藤神社	本丸。民有地。 明治初め、平佐衛門丸に創建。戦後の旧国道3号線整備に伴い、加藤神社の遷座地として国が国有財産(土地)を売却し、京町から現在地に遷座。	昭和37 (1962)

現在は熊本城総合事務所が公園管理を、熊本城調査研究センターが特別史跡の調査研究等を行っている。スポーツ施設（藤崎台県営野球場など）の整備も含む都市公園と、文化財保護を目的とする特別史跡ではその目的が異なるため、指定（決定・供用）範囲も異なるのは当然であるが、公園管理上の手続きも煩雑になり、市民にとってもルールの適用範囲がわかりづらくなる恐れがあるので、熊本城公園における未整備部分の見直し（範囲からの除外）には、特に慎重になるべきと考える（図32）。



「長期未整備」とは、都市計画決定後20年を指して「長期」と呼んでいるものだが、その要因となった土地所有の変更自体が戦後、特に昭和31・32（1956・57）年の進駐軍接收解除後に慌ただしく決定して今日に至っていることが本研究で明らかになった。こうして現代史を振り返ると、もっと時代を遡った「長期的視点」で捉え直すべきではないかとの疑問がよぎる。現在の熊本城内における土地所有状況（民有地・学校・病院等）について、私たちは拙速に「永年使用」と決めつけることなく、100年後・200年後の時代の変化にも対応可能（可逆的）な状態・環境を用意しておく必要があるのではないかと考える。

— 56 —

7 まとめ

本稿の研究成果をまとめると、以下の8つが挙げられる。

- 1) 熊本城跡は近代に軍用地であったにも関わらず、城内の旧軍建物にはほとんど空襲被害がなく、むしろ隣接する市街地(戦災復興「第一地区」)の空襲被害が深刻であった。
- 2) 戦後復興では、千葉城緑地と渡鹿緑地(熊本市の二大緑地)が果たした役割が大変大きかったが、緑地の公園化と面積において両者は対照的な経緯を辿り、渡鹿緑地はその後市街地化して、実質的にはほぼ消滅してしまった。
- 3) 本稿の研究対象時期は0～5期に区分でき、熊本城跡における旧軍施設の利用状況は「建物転用」(昭和20年代:1～3期)、「建物解体」(昭和30年代:4期)、「土地転用(新築)」(昭和30年代半ば:5期)という変遷を辿っていた。
- 4) 熊本城内の旧軍建物(師団司令部・偕行社・兵器支廠等)は空襲で焼失することなく戦後まで残存していたが、昭和30年代の建設ラッシュ時の「建物解体」により失われたことがわかった。当時は旧軍建物の城外移転・保存等もあり行なわれておらず、これらの近代建築はほとんど現存していない。一方、他の旧軍都(金沢・大阪等)では旧軍建物の現存例があり、近年は国指定重要文化財や登録有形文化財として保存・活用している事例⁷⁹⁾も多い。
- 5) 熊本城跡には「文化財保護法」「都市公園法」ほか多くの法令の対象範囲となっている。従来は「特別史跡」の追加指定後に「都市公園」決定もなされることが多く、両者の方向性(追加・拡大)は一致していたが、現在進められている「長期未整備」の見直しによって、法律が及ぶ城内の対象範囲に今後ズレが生じてくる可能性がある。文化財をどのような法令で保存するかは自治体によっても対応が異なるため⁸⁰⁾、熊本市でも今後の検討が必要である。
- 6) 熊本城跡は戦前から国有地が大半であるため、戦後の城内の施設整備でも国の法整備の影響が大きい。熊本城跡の土地管理の歴史をみる場合、地方史だけでなく国制史・法制史(当時の時代背景や国策等)の確認も必要である。
- 7) 戦後の熊本城跡の土地管理は、進駐軍の接收解除に伴い昭和31・32(1956・57)年のごく短期間の審議によって売却等が決定した。その後60年以上を経て、当時の新築建物は老朽化を迎え、既に解体し城外へ移転した施設もある。
- 8) 城内の現存施設の取扱(城外への移転、または城内での建替・改修等)を検討する場合には、本稿で述べたような過去の経緯や「文化財保護法」「都市公園法」等の関係法令を関係者が熟知した上で、慎重に決定するべきである。

8 本研究の限界と今後の課題

本研究は、戦後の熊本城跡の緑地及び公園化の動向に関する研究に留まった。城内に設置された各種施設のその後(城外移転、残存等)や、旧軍都の都市間でそれぞれ比較するまでには至らなかった点が、研究の限界と言える。

2022年の「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」と本稿「熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地及び公園化の動向」は、もともと2部作(戦前編・戦後編)のつもりで執筆した。その理由は、従来の熊本城跡に関する研究報告は「文化財保護法」や地方史の視点から論じたものが多数ある一方で、「都市公園法」や国策の視点から論じた研究、特に戦前まで遡って緑地・公園・土地履歴をまとめた論考や参考資料が、管見の限りほとんどなかったためである。そこで、両者とも広範な内容・参考資料を可能な限り掲載・紹介した。さらに、熊本城跡の管理主体が異なる戦前と戦後では、調査対象となる公文書(1次資料)や所蔵元も異なり、調査研究の作業も膨大となるため、戦前編と戦後編の2本に分けて取り組んだ次第である。

この2部作では、熊本城跡の近代と現代(都市公園決定まで)について、それぞれまとめることができた。一方で、「渡鹿緑地」については、詳しく取り上げることができなかった。渡鹿緑地は千葉城緑地(熊本城緑地)と並ぶ熊本市の二大緑地であったが、その後様々な理由により計画変更され、実質的には消滅した。しかし、戦災復興に必要な学校や住宅、その他公共施設等の整備用地の受け皿に渡鹿緑地が変容したからこそ、もう一方の熊本城緑地(熊本城公園)が市街地化の浸食から守られたと見ることもできる。熊本市の都市計画史を語る上でも、やはり渡鹿緑地の研究は欠かせないものとする。さらに、渡鹿緑地には戦後に市立図書館等が開設され、開発工事に先立って遺跡の発掘調査等も実施されるようになった。したがって熊本市政における文化財行政の萌芽や組織体制の確立等を振り返り、将来の文化行政を語る上でも、戦後の渡鹿緑地が起点になるものと筆者は考えている。おそらく、千葉城緑地と同様、関係法令の影響から渡鹿緑地も似たような経緯を辿り、建物転用・土地転用(建物解体)・建物新築が順次行われたことと推察される。両者を比較・研究すれば、自ずと熊本市の都市形成史、都市計画、都市公園の特徴や、文化財行政の歩み等も浮き彫りになるものとする。

以上の理由から、今後の課題は「渡鹿緑地」に関する調査研究とし、引き続き取り組んでいきたい。

(参考文献・資料)

- (1) 荒敬 (1994)『日本占領・外交関係資料集 第二期』(第12巻) 終戦連絡地方事務局・連絡調整地方事務局資料〔九州・大分・熊本〕 柏書房
- (2) 大蔵省昭和財政史編集室編 (1958)『昭和財政史 第八巻一 国有財産・営繕一』 東洋経済新報社
- (3) 杉野罔明 (2017)『旧軍用地転用史論 上巻・下巻』 文理閣
- (4) 大蔵省管財局編 (1961)『国有財産白書 (昭和36年版)』
- (5) 大蔵省管財局編 (1963)『国有財産白書 (昭和38年版)』
- (6) 熊本市熊本城調査研究センター (2016)『特別史跡熊本城跡総括報告書 整備事業編』
- (7) 熊本市熊本城調査研究センター (2019)『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』(史料・解説)(絵図・地図・写真)
- (8) 熊本市熊本城調査研究センター (2020)『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』(1・2)
- (9) 熊本市熊本城調査研究センター (2021)『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』(3)
- (10) 熊本市熊本城調査研究センター (2022)『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』(4)
- (11) 熊本市 (2018)『特別史跡熊本城跡保存活用計画』
- (12) 佐藤昌 (1977)『日本公園緑地発達史 (上) (下)』 株式会社都市計画研究所
- (13) 日本公園百年史刊行会 (1978)「熊本県」『日本公園百年史』(総論・各論、附表) 第一法規出版株式会社
- (14) 鈴木番監修 (1977)『熊本城年表』 熊本市経済健康局観光部 熊本城管理事務所
- (15) 荒川章二 (2007)『日本史リブレット 95 軍用地と都市・民衆』 山川出版社
- (16) 熊本市都市政策研究所 (2014)『都市形成史図集』
- (17) 平野流香編 (1932)『熊本市史』 熊本市役所
- (18) 熊本県立第一高等学校 (1984)『熊本県立第一高等学校創立八〇周年記念出版 隈本古城史』
- (19) 永野聡・有賀隆 (2012)「旧軍用地の都市公園への転用が公園緑地系統の計画に与えた影響について—仙台市を事例として—」『日本建築学会計画系論文集』第77集第675号
- (20) 向口武志 (2012)「戦前名古屋における『名古屋都市計画公園』の実施過程」公益財団法人日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol. 47 No. 1
- (21) 浅野純一郎 (2012)「地方都市の戦災復興都市計画における当初計画理念の成立と戦前・戦中都市計画との関係性について—熊本、高知、岡山、岐阜を中心として—」『日本建築学会計画系論文集』第77集 第671号
- (22) 青木公彦 (2017)『名古屋都市計画公園緑地等の歴史 (戦後～昭和44年)』 名古屋都市計画史編集実行委員会
- (23) 今村洋一 (2017)『旧軍用地と戦後復興』 中央公論美術出版
- (24) 田中正大 (1974)『日本の公園』 鹿島出版会
- (25) 工藤洋三 (2008)『写真が語る日本空襲』 株式会社現代史料出版
- (26) 工藤洋三 (2011)『米軍の写真偵察と日本空襲 写真偵察機が記録した日本本土と空襲被害』 瞬報社写真印刷株式会社
- (27) 熊本市教育委員会 (1983)『特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書』
- (28) 熊本市企画調整課 (1997)『熊本城復元整備計画』
- (29) 熊本市 (2018)『熊本城復旧基本計画』
- (30) 熊本市都市建設局土木部公園課 (2020)『熊本市の都市公園』令和2年度 (2020年度) 版
- (31) 森山英一 (1970)『名城と維新—維新とその後の城郭史—』 日本城郭資料館出版会
- (32) 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室 (2017)『近世城跡の近現代 平成28年度 遺跡整備・活用研究集会報告書』
- (33) 城郭談話会 (2019)『城郭談話会特別例会 存城・廃城 (いわゆる廃城令) から明治中期における城郭』
- (34) 河本愛輝 (2019)「西南戦争以降の陸軍による熊本城の改変について—竹丸を中心として—」『城郭談話会特別例会 存城・廃城 (いわゆる廃城令) から明治中期における城郭』
- (35) 鶴嶋俊彦 (2019)「熊本城と熊本鎮台」『城郭談話会特別例会 存城・廃城 (いわゆる廃城令) から明治中期における城郭』
- (36) 坂本新太郎監修、「日本の都市公園」出版委員会編著 (2005)『日本の都市公園—その整備の歴史—』 株式会社インストラクション
- (37) 野中勝利 (2014)「1890年の「存城」の払い下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ」『公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集 Vol. 49 No. 3』
- (38) 野中勝利 (2016)「「廃城」後の城址における公園化の契機と経過」『ランドスケープ研究 79 (5)』
- (39) 野中勝利 (2017)「近代の和歌山城址における和歌山県の借用による公園化と和歌山市の買収による公園化」『ランドスケープ研究 (オンライン論文集) Vol. 10』
- (40) 田畑貞寿・宮城俊作・内田和伸 (1990)「城跡の公園化と歴史的環境の整備」『造園雑誌』53 (5)
- (41) 丸山宏 (1987)「公園と土地収用」『造園雑誌』50 (5)

- (42) 荒川章二 (2001) 『軍隊と地域』 青木書店
- (43) 林博史編 (2015) 『地域の中の軍隊 6 九州・沖縄 大陸・南方膨張の拠点』 吉川弘文館
- (44) 荒川章二・河西英通・坂根嘉弘・坂本悠一・原田敬一編 (2015) 『地域の中の軍隊 8 基礎知識編 日本の軍隊を知る』 吉川弘文館
- (45) 熊本近代歴史研究会 (2011) 『第六師団と軍都熊本』 熊本出版文化会館
- (46) 熊本日日新聞社 (1988) 『熊本市政 100 周年記念 図説 熊本・わが街』 熊本日日新聞情報文化センター
- (47) 松澤真由美 (2021) 「熊本市下道路修築ノ図 (1877)」 『熊本市計画史図集』 熊本市都市政策研究所
- (48) 木下泰葉 (2020) 「明治熊本地震における熊本城の被害」 『歴史地震』 第 35 号
- (49) 磯田桂史 (2022) 『明治期熊本の洋風建築』 一般財団法人九州大学出版会
- (50) 上米良利春 (1981) 『熊本県神社誌』 青潮社
- (51) 熊本日日新聞社編集局 (1990) 「銀杏城」 『地域学シリーズ 6 新・熊飽学』 熊本日日新聞社
- (52) 新熊本市史編纂委員会 (1993) 『新熊本市史 史料編 第九巻』
- (53) 新熊本市史編纂委員会 (1995) 『新熊本市史 史料編 第八巻 現代』
- (54) 新熊本市史編纂委員会 (1997) 『新熊本市史 通史編 第八巻 現代 I』 熊本市
- (55) 熊本市議会事務局編纂 (1989) 『熊本市議会史 戦後編 第一巻』 熊本市議会
- (56) 熊本県知事寺本広作編集・発行 1964 『熊本県史 現代編』 熊本県
- (57) 熊本市教育研究所 (1954) 『6.26 水害と熊本』
- (58) 乙益重隆 (1971) 「千葉城横穴群」 『熊本市北部地区文化財調査報告』 熊本市教育委員会
- (59) 乙益重孝 (1971) 「古城横穴群」 『熊本市北部地区文化財調査報告』 熊本市教育委員会
- (60) 隈昭志・高木正文・乙益重隆・八木充他 (1985) 『熊本県文化財調査報告第 74 集 古城横穴墓群』 熊本県教育委員会
- (61) 後藤是山編 (1964) 『熊本市政七十年史』 熊本市役所
- (62) 熊本市役所観光係編纂 (1932) 『景勝の熊本』 熊本観光協会
- (63) 熊本市教育委員会編 (1994) 『熊本市戦後教育史 通史編 I』 熊本市教育センター
- (64) 小林朝人・木島安史・石井清喜ほか (1974) 「熊本市の道路交通からみた熊本城」 『熊本城整備に関する報告書』 熊本城整備研究会
- (65) 建設省編 (1959) 『戦災復興誌 第 1 巻 計画事業編』 財団法人都市計画協会
- (66) 建設省編 (1958) 『戦災復興誌 第 3 巻 法制編』 財団法人都市計画協会
- (67) 建設省編 (1960) 「熊本市」 『戦災復興誌 第九巻 都市編 VI』 財団法人都市計画協会
- (68) 熊本市戦災復興誌編集委員会編 (1985) 『熊本市戦災復興誌』
- (69) 熊本県教育委員会 (1961) 『熊本県文化財調査報告 第 2 集 藤崎台』
- (70) 美濃口紀子 (2015) 「藤崎八幡宮跡出土遺物の研究 ―藤崎台県営野球場とその周辺の遺構の変遷―」 『熊本博物館報 No. 2 (2014 年度報告)』 熊本博物館
- (71) 下田曲水編 (1963) 『天守閣再建記念 熊本城今昔記 史蹟乃熊本 第九集』 熊本市役所観光課
- (72) 熊本日日新聞社 (1993) 『新聞に見る世相くまもと 昭和編』
- (73) 水野公寿 (2015) 「軍都熊本と第六師団」 『地域の中の軍隊 6 大陸・南方膨張の拠点 九州・沖縄』 (林博史編) 吉川弘文館
- (74) 西南戦争六十年會 (1937) 『明治十年熊本籠城回顧』 熊本城趾保存會
- (75) 日本電信電話公社九州電気通信局 (1971) 『九州の電信電話百年史』 財団法人電気通信共済会九州支部
- (76) 下田曲水 (1956) 『熊本市電三十年史』 熊本市交通局
- (77) 野中勝利 (2015) 「近代の徳島城址における公園化の背景と経過」 『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集』 Vol. 50 No. 1
- (78) 野中勝利 (2007) 「1873 年の「廃城」と城址の公園化に関する研究」 『(社) 日本都市計画学会 都市計画論文集』 No. 42-3
- (79) 小野芳朗 (2011) 「岡山招魂社創建と「公園」の空間変容」 『日本建築学会計画系論文集』 第 76 集 第 659 号
- (80) 今村洋一 (2009) 「都市部における旧軍用地の転用用途について―軍都 5 都市を事例として―」 『日本建築学会大会学術講演梗概集』
- (81) 右近和磨・伊藤重剛 (2008) 「旧第六師団兵營の建築に関する研究」 『日本建築学会九州支部研究報告』 第 47 号
- (82) 山崎荘太郎・伊藤重剛 (2012) 「旧陸軍第六師団煉瓦造兵器庫の建築に関する研究」 『日本建築学会九州支部研究報告』 第 51 号
- (83) 野中勝利 (2017) 「近代の弘前公園における所有と管理の変遷及びその背景」 『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集』 No. 16
- (84) 野中勝利 (2014) 「近代の小田原城址における所有と利用の

変遷及び風致保存の思想」『ランドスケープ研究（オンライン論文集）』

(85) 養茂壽太郎・高梨雅明・後藤和夫（1990）「都市公園行政の現状と課題」『造園雑誌』53（3）

(86) 阿部伸太（1993）「都市の公園緑地計画における風致地区の意義」『造園雑誌』56（5）

(87) 白川哲夫（2015）『「戦没者慰霊」と近代日本—殉難者と護国神社の成立史—』勉誠出版株式会社

(88) 「熊本土木物語」編集委員会（2015）『熊本土木物語』

(89) 熊本の戦争遺跡研究会 2010『熊本の戦争遺跡』創想舎

(90) 戸寄孝行・末永崇・高谷和生（2020）『空襲下の熊本』くまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワーク

(91) 戸寄孝行・末永崇・高谷和生（2020）『軍都熊本の残像』くまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワーク

(92) 熊本市（2003）『新熊本市史 別編 第三巻 年表』

¹ 美濃口紀子「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」『熊本市都市政策 vol. 8 熊本市都市政策研究所年報 2021』熊本市都市政策研究所

² 戦後の水害等が原因で消滅した段山の範囲等が昭和 37（1962）年の特別史跡から一部除外された。熊本市（2018）『特別史跡熊本城跡保存活用計画』参照。

³ 熊本市熊本城調査研究センター（2016）『特別史跡熊本城跡総括報告書 整備事業編』、同（2019）『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』（史料・解説）（絵図・地図・写真）、同（2020）『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』（1・2）、同（2021）『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』（3）、同（2022）『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』（4）

⁴ 熊本県知事寺本広作編集・発行 1964『熊本県史 現代編』熊本県

⁵ 新熊本市史編纂委員会（1993）『新熊本市史 史料編 第九巻 新開下 現代』、同（1995）『新熊本市史 史料編 第八巻 現代』、同（1997）『新熊本市史 通史編 第八巻 現代 I』熊本市

⁶ 熊本市議会事務局編纂（1989）『熊本市議会史 戦後編 第一巻』熊本市議会

⁷ 昭和 26（1951）年に、熊本城跡の管理団体は財団法人熊本城跡保存会から熊本市へと変更された。

⁸ 城内の兵器支庫跡（古城地区）はGHQによって接収された。グリーン地区（桜橋の兵器倉庫：現在の熊本県立第一高等学校所在地）、レッド地区（桜馬場の兵器倉庫：後の合同庁舎や城内プール所在地、すなわち現在の合庁跡地や城彩苑所在地）とそれぞれ呼ばれた。

⁹ 熊本城では、昭和 28 年から 36 年度にかけて、重要文化財建造物の解体修理（宇土櫓は半解体修理）が国の文化財保護委員会直轄で進められた。昭和 25（1950）年に文化財保護法に移行する以前の修理工事報告書は全国でも少なく、熊本城のこれらの修理でも、修理工事報告書は刊行されていないが、監物櫓（新堀櫓）は報告書の草稿まで準備されていたため、近年、報告書に掲載された。熊本市熊本城調査研究センター（2016）『特別史跡熊本城跡総括報告書 整備事業編』。

¹⁰ 昭和 27 年第 2 回定例会。熊本市議会事務局編纂（1989）『熊本市議会史 戦後編 第一巻』熊本市議会

¹¹ 本来の護国神社建設予定地は黒髪（立田山）だったが、当該地は「立田山豊国神社を含む西側傾斜地地面に庁舎敷地 1,400 余坪、実習林用地 32 町歩の買収費で市費 150 万円を計上」（昭和 27 年度

熊本市議会）し、農林省林業試験場建設予定地に変更となったため、城内（宮内地区）へ遷座予定地が変更された。なお、昭和 30 年度の追加更正予算において「桜井県知事を会長、林田市長副会長とする護国神社奉賛会が熊本市藤崎台に総工費 5,000 万円で同神社建立計画を立て、熊本市は地元として 800 万円を負担することに内定したが、商工委員会の議員から保留の意見が出される等、採択に至るまでの議論があった。『熊本市議会 戦後編 第一巻』熊本市議会。

¹² 熊本博物館は昭和 27 年に第六師団司令部に開館。

¹³ 昭和 27（1952）年に開設された監物台樹木園を指している。

¹⁴ 熊本市教育研究所（1954）『6. 26 水害と熊本』

¹⁵ 請願の内容は「土砂のため城跡の跡形もなく、その跡には雑草が繁茂して、最近では汚物の捨場と化し、加うるに国立病院から流下する汚水は、この地帯に滞り、蠅・蚊の繁殖が激しく、伝染病発生期においては、保健衛生の観点からまことに憂慮される。また城跡の保存・幼児童の遊園施設の設置など、もっともな要望」というものであった。熊本市議会事務局編纂（1989）『熊本市議会史 戦後編 第一巻』熊本市議会参照。

¹⁶ 美術館建設問題については、県知事を会長として美術館建設期成会 ができていた。市長が「財政上の市の負担は未定であるが、今年度だけ準備資金として市が 50 万円、県が 20 万円出費」「場所としては北岡の旧細川邸を考えている」と説明したが、議員からは「水前寺周辺や城内の匠大の跡などもある」との要望があった。

¹⁷ 昭和 33 年第 4 回定例会「議第 131 号昭和 33 年度熊本市熊本城再建事業会計歳入歳出予算」

¹⁸ 平成 29 年度 第 5 回 九州地方整備局 事業評価監視委員会「熊本地方合同庁舎 整備事業【事後評価】」

¹⁹ 熊本県立第一高等学校（1984）『熊本県立第一高等学校創立八〇周年記念出版 隈本古城史』

²⁰ 県営熊本城プールの経費は県と市が 2:1 で負担した。昭和 34（1959）年 4 月着工、工費六千万円、請負者は鹿島建設。「熊本城石垣に穴をあけて、外濠である坪井川に排水」し、「完成は 34 年 8 月であったが、完成後、プールが一時沈下した。プール内に井戸を掘り、地下水を利用したが、地盤軟弱のためであったと考えられる」、「選手控室を、隣接の総合庁舎 2 階にとった」と記されている。日本公園緑地協会（1961）「熊本県の国体施設」『公園緑地』。

²¹ 藤崎台では当時、「熊本大学病院がこの地に約三千坪」あり、約 200 人の患者が入院して「いたため」、「文部省との関係、熊大との交渉、患者移転先たる済生会病院との交渉、三千坪の建物国有財産であるための財務局との関係。県を挙げての態勢で 35 年 2 月よりようやく関係者の協力の下、建設物撤去が完了」、「城内であるため文化財委との交渉があったが、特に、天然記念物たる樟 7 本、及び出城の埋没、以前藤崎宮があった為、埋蔵物の関係など引続き幾度かの交渉を加算、了解をえた」、「建設費八千万円、着工 35 年 3 月。10 月 15 日、国体開催の 1 週間前に完工。」と記されている。日本公園緑地協会（1961）「熊本県の国体施設」『公園緑地』。

²² 当時の「国道 3 号線」については、「熊本市出町～市役所前間の現国道は、屈曲多く巾員も狭く、人家密集地帯であり、又、熊本城内を通過するため、改良が甚だ困難な状態である」と記録され、後に四方寄～清水町～東坪井を通る「熊本バイパス」が新路線として整備され、現在の国道 3 号線となった。経済政策研究会編（1962）「九州地方建設局 熊本バイパス」『道路総覧 昭和 38 年版』道路総覧刊行会。他には、「昭和 36 年現在の都市計画にも引きつがれ、南北を貫くものとして手取本町大窪線（街路番号Ⅱ・3・7）が、幅員 16 メートル一部 12 メートルの幅員で計画され、国道 3 号線として同時に市の主要幹線としての位置を占めていた。しかしこれは昭和 44 年、都市計画街路からはずされ、長い年月背負ってきた幹線としての役割を他にゆだねたと考えられる。」との言及もある。小林朝人・木島安史・石井清喜ほか（1974）「熊本市の道路交通からみた熊本城」『熊本城整備に関する報告書』熊本城整備研究会

²³ 上米良利春（1981）『熊本県神社誌』青潮社。

- ²⁴ 昭和31年3月議会で財産費として「元偕行社土地買収費120万円」が審議され、ここに後年、NHK熊本放送会館が建設された。
- ²⁵ 昭和37(1962)年3月20日から5月20日にかけて「熊本城再建記念躍進熊本大博覧会」が開催された。
- ²⁶ 昭和35(1960)年第15回国民体育大会(夏季・秋季)が熊本城内のスポーツ施設等を会場として開催された。
- ²⁷ 熊本県教育委員会(1961)『熊本県文化財調査報告 第2集 藤崎台』。美濃口紀子(2015)『藤崎八幡宮跡出土遺物の研究 一藤崎台県営野球場とその周辺の遺構の変遷―』『熊本博物館報No.27(2014年度報告)』熊本博物館。
- ²⁸ 乙益重隆(1971)『千葉城横穴群』『熊本市北部地区文化財調査報告』熊本市教育委員会
- ²⁹ 乙益重孝(1971)『古城横穴群』『熊本市北部地区文化財調査報告』熊本市教育委員会。隈昭志・高木正文・乙益重隆・八木充他(1985)『熊本県文化財調査報告第74集 古城横穴墓群』熊本県教育委員会
- ³⁰ 後藤是山編(1964)『熊本市七十年史』熊本市役所
- ³¹ 鈴木喬監修(1977)『熊本城年表』熊本城管理事務所
- ³² 熊本市教育委員会編(1994)『熊本市戦後教育史 通史編Ⅰ』熊本市教育センター
- ³³ 民間情報教育局(CIE)とは、Civil Information and Educational Sectionで、「敗戦を契機として我が国の国政全般は連合国軍最高指令官総司令部(以下総司令部という。)の占領の下に置かれることとなり、教育文化などを担当する民間情報教育局(CIE)が総司令部の特別参謀部の一つとして設立された」。文部科学省ホームページ「学生百二十年史 概説」より。
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318255.htm
- ³⁴ 下田曲水編(1963)『天守閣再建記念 熊本城今昔記 史蹟乃熊本第九集』熊本市役所観光課
- ³⁵ 宇土櫓(別館)は改修計画に伴い、昭和30(1955)年9月から昭和32(1957)年3月まで閉館した。
- ³⁶ 平御櫓は天守再建の翌年、昭和36(1961)年に再建された。
- ³⁷ 熊本県立第一高等学校(1984)『熊本県立第一高等学校創立八〇周年記念出版 隈本古城史』
- ³⁸ 熊本市都市政策研究所(2014)『熊本市形成史図集』、熊本市都市政策研究所(2016)『熊本市形成史図集―戦後編―』
- ³⁹ 熊本市都市政策研究所(2021)『熊本市計画史図集』
- ⁴⁰ 熊本市(2016)『特別史跡熊本城跡総括報告書』(整備事業編)熊本市が昭和37(1962)年以降に熊本城公園の保存活用や整備についてまとめた主な刊行物としては、以下の文献が挙げられる。熊本市教育委員会(1982)『特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書』。熊本市(1997)『熊本城復元整備計画』。熊本市(2018)『特別史跡熊本城跡保存活用計画』。その他、熊本城整備研究会(1974)『熊本城整備に関する報告書』ほか約20件の整備方針・構想・計画等の一覧については、以下の文献に掲載している。美濃口紀子(2020)「熊本城におけるこれまでの整備方針・構想・計画等について―千葉城地区を中心に―」『熊本城調査研究センター年報6』。
- ⁴¹ 松山薫(2000)「第二次世界大戦後の日本における旧軍用地の転用に関する地理学的研究」東京大学(博士論文)
- ⁴² 今村洋一(2009)「都市部における旧軍用地の転用用途について―軍都5都市を事例として―」『日本建築学会大会学術講演梗概集』日本建築学会
- ⁴³ 今村洋一・西村幸夫(2007)「旧軍用地の転活用が戦後の都市構造再編に与えた影響について―名古屋を事例として―」『都市計画論文集』42巻1号(社)日本都市計画学会。今村洋一・西村幸夫(2007)「旧軍用地の転用と戦後の都市施設整備との関係について―1956～1965年度の国有財産地方審議会における決定事項の考察を通して―」『都市計画論文集』42巻3号(社)日本都市計画学会。今村洋一(2008)「横須賀・呉・佐世保・舞鶴における旧軍用地の転用について―1950～1976年度の旧軍港市国有財産処理

- 審議会における決定事項の考察を通して―」『都市計画論文集』43巻3号(社)日本都市計画学会。今村洋一(2009)「戦後復興計画における旧軍用地の転用方針と公園・緑地整備について」『都市計画論文集』44巻3号(社)日本都市計画学会。ここでは、師団設置都市のうち戦災都市に指定された仙台、名古屋、大阪、広島、熊本、姫路、久留米、宇都宮(東京を除く)の9都市を考察の対象としている。今村洋一(2012)「戦災復興期における東京の公園緑地計画に対する旧軍用地の影響について」『都市計画論文集』47巻3号(社)日本都市計画学会。今村洋一(2014)「戦後日本における旧軍用地の学校への転用と文教市街地の形成について―陸軍師団司令部の置かれた地方13都市を事例として―」『都市計画論文集』49巻1号(社)日本都市計画学会。今村洋一・川原大輝(2014)「佐世保市における旧軍用地の転用計画について―戦災復興計画と旧軍港市転換計画を対象として―」『都市計画論文集』49巻3号。
- ⁴⁴ 今村洋一(2017)『旧軍用地と戦後復興』中央公論美術出版
- ⁴⁵ 杉野絬明2017『旧軍用地転用史論 上巻・下巻』文理閣
- ⁴⁶ 永野聡・有賀隆(2012)「旧軍用地の都市公園への転用が公園緑地系統の計画に与えた影響について―仙台市を事例として―」『日本建築学会計画系論文集』第77集第675号
- ⁴⁷ 建設省編(1959)『戦災復興誌 第巻 計画事業編』財団法人都市計画協会。建設省編(1958)『戦災復興誌 第参巻 法制編』財団法人都市計画協会。建設省編(1960)『熊本市』『戦災復興誌 第九巻 都市編Ⅵ』財団法人都市計画協会
- ⁴⁸ 熊本市戦災復興誌編集委員会編(1985)『熊本市戦災復興誌』
- ⁴⁹ 浅野純一郎(2012)「地方都市の戦災復興都市計画における当初計画理念の成立と戦前・戦中都市計画との関係性について―熊本、高知、岡山、岐阜を中心として―」『日本建築学会計画系論文集』第77集 第671号
- ⁵⁰ 真田順子(2005)「東京緑地計画作成の理論的背景としての公園および緑地の意味づけに関する研究」『(社)日本都市計画学会 都市計画論文集』No.40-3
- ⁵¹ 白井彦衛(1975a)「都市の緑地保全思潮に関する研究(その1)―萌芽期における保全論―」『造園雑誌』39-3。白井彦衛(1975b)「都市の緑地保全思潮に関する研究(その2)―成長期における保全論―」『造園雑誌』39-4
- ⁵² 白井彦衛(1976a)「都市の緑地保全思潮に関する研究(その3)―戦後混乱期における保全論―」『造園雑誌』40-1。白井彦衛(1976b)「都市の緑地保全思潮に関する研究(その4)―混迷期における保全論(1)―」『造園雑誌』40-2。白井彦衛(1976c)「都市の緑地保全思潮に関する研究(その5)―混迷期における保全論(2)―」『造園雑誌』40-3。
- ⁵³ 真田順子、本田百合絵、田中尚人(2012)「戦前期熊本の都市形成事業における風致地区の位置付け」『ランドスケープ研究』75巻5号
- ⁵⁴ 日本公園百年史刊行会(1978)『日本公園百年史―総論・各論―』第一法規出版株式会社
- ⁵⁵ 佐藤昌(1977)『日本公園緑地発達史(上)(下)』株式会社都市計画研究所
- ⁵⁶ 田中正大(1974)『日本の公園』鹿島出版会
- ⁵⁷ 野中勝利(2007)「1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究」『(社)日本都市計画学会 都市計画論文集』No.42-3。野中勝利(2014a)「1890年の「存城」の払い下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ」『公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集 Vol.1.49 No.3』。野中勝利(2014b)「近代の小田原城址における所有と利用の変遷及び風致保存の思想」『ランドスケープ研究(オンライン論文集)』。野中勝利(2015)「近代の徳島城址における公園化の背景と経過」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol.50 No.1』。野中勝利(2016)「「廃城」後の城址における公園化の契機と経過」『ランドスケープ研究 79(5)』。野中勝利(2017)「近代の和歌山城址における和歌山県の借用による公

園化と和歌山市の買収による公園化』『ランドスケープ研究 (オンライン論文集) Vol. 10』。野中勝利 (2017b) 「近代の弘前公園における所有と管理の変遷及びその背景」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集』No. 16。

⁵⁸ 野中 (2014c) は、九州日日新聞 1929 年 3 月 6 日の記事から、以下のように言及している。「1929 年 3 月 4 日の市会で 1929 年度予算が審議された。その中で市議員から、大公園を設けて熊本市の反映を期する意思があるかとの質問があった。それに対し市長は、大公園の設置には賛成であり、熊本城の公園化は当然の運命であることから早晩実現したいと答弁している。しかし陸軍省や大蔵省との交渉などが面倒であり、市としても他にすることが多くて未だに積極的に進めていないと付け加えている。城址の公園化、すなわち一般市民への城址の開放が市民の共通意識にあったことがうかがえる」。野中勝利 (2014c) 「熊本、萩、及び若松における城址での模擬天守閣の建設構造とその背景—戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究 その 4—」『日本建築学会計画論文集』第 79 巻第 700 号。

⁵⁹ 和田勝彦 (2015) 『遺跡保護の制度と行政』(株) 同成社

⁶⁰ 和田勝彦 (2015) 『遺跡保護の制度と行政』(株) 同成社

⁶¹ 本稿関係年表は、以下の文献を参考に抽出・掲載した。鈴木喬監修 (1977) 『熊本城年表』熊本市経済健康局観光部熊本城管理事務所。熊本市 (2003) 『新熊本市史 別編 第三巻 年表』。熊本市熊本城調査研究センター (2016) 『特別史跡熊本城跡総括報告書 整備事業編』。熊本市 (2018) 『特別史跡熊本城跡保存活用計画』。熊本市熊本城調査研究センター (2019) 『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』(史料・解説)(絵図・地図・写真)。

⁶² 空襲で大きな被害を受けた各都市の復興が急務であったため、政府は昭和 20 (1945) 年 11 月に戦災復興院を設置、同年 12 月 30 日に「戦災地復興計画基本方針」を決定し、戦災復興に着手した。翌年 9 月には特別都市計画法が制定され、戦災都市に指定された全国 115 都市を対象に復興事業が進められることになった。空襲被害に遭った熊本市もこの戦災都市に含まれる。

⁶³ 小野友道 (2016) 『肥後の医事ものがたり』西日本新聞社。太田原和輝 (2018) 『祖父たちの昭和』熊日出版。進駐軍との交渉によって、化血研が城内の輜重跡跡に入った経緯も記されている。

⁶⁴ 高谷和生 (2020) 「熊本城内の戦争遺跡」『くまもとの戦争遺産 戦後 75 年 平和を祈って』熊日出版

⁶⁵ 旧偕行社の建物を昭和 26 (1951) 年 5 月に熊本市が国から 600 万円で購入し、市庁舎別館 (市消防本部、市商工課統計係、自衛隊地方連絡部等) として使用した。新熊本市史編纂委員会 (1993) 「旧偕行社を NHK へ 臨時市会、消防本部移転も決議」『新熊本市史 史料編 第九巻 新聞下 現代』。

⁶⁶ 熊本市教育委員会編 (1994) 『熊本市戦後教育史 通史編 I』熊本市教育センターより。その後の接収解除・返還手続きについては、熊本県立第一高等学校 (1984) 『熊本県立第一高等学校創立八〇周年記念出版 隈本古城史』に記されている。

⁶⁷ 偕行社 (千葉城) はホテル等へ転用する意見もあったが、NHK 放送会館建設に伴い、解体撤去された。こうして昭和 20 年代の一時的な建物利用から、昭和 30 年代の恒久的なビル建設のための跡地利用へ、その転用目的は大きく変わった。昭和 35 (1960) 年 9 月に NHK が熊本放送会館建設のため当該地の取得希望を申し入れ、市議会での議案審議等を経て、600 万円で売却することが決定した。新熊本市史編纂委員会 (1993) 「旧偕行社を NHK へ 臨時市会、消防本部移転も決議」『新熊本市史 史料編 第九巻 新聞下 現代』。

⁶⁸ 美濃口紀子 (2022) 「「軍都」熊本の戦後と熊本城内の改変—金沢に残る近代建築との比較から—」『都市政策研究所ニューズレター—vol. 22』

⁶⁹ 兵器支廠の当時の施工は、岩永組ではなく飯田組か。伊藤重剛氏ご教示。

⁷⁰ 大蔵省 (1957) 『国有財産地方審議会の審議結果』大蔵省印刷局

⁷¹ 南九州財務局 (1963) 『南九州財務局要覧 昭和 37 年』。南九州財務局 (1965) 『南九州財務局要覧 昭和 39 年』。南九州財務局 (1966) 『南九州財務局要覧 昭和 40 年』。

⁷² 平成 29 年度 第 5 回 九州地方整備局 事業評価監視委員会「熊本地方合同庁舎 整備事業【事後評価】」

⁷³ 平成 30 年度 特別史跡熊本城跡保存活用委員会 第 1 回 計画部会 (2018) 「資料 1 桜の馬場地区の追加指定について」熊本城調査研究センター

⁷⁴ 新熊本市史編纂委員会 (1993) 「熊本城の長べい倒壊 払下げの解体工事中」『新熊本市史 史料編 第九巻 新聞下 現代』。

⁷⁵ 国道 3 号線は当時、市役所〜熊本城〜京町を通過していた。現在は通称「旧 3 号線」。後に四方寄〜清水町〜東坪井を通る「熊本バイパス」が新路線として整備され、現在の国道 3 号線となった。

⁷⁶ 熊本県教育委員会 (1961) 『熊本県文化財調査報告第二集 藤崎台』。当時、熊本県文化財専門委員だった坂本経堯、松本雅明、乙益重隆らによる調査が実施された。併せて、後藤是山、杉本尚雄委員らにより、西南戦争の戦火を免れて移転した藤崎八幡宮の宝物・文書・石造物などの資料も調査された。近年、その出土遺物や遺構の変遷について展示や研究も行った。美濃口紀子 (2014) 「熊本博物館所在地における遺構の変遷」『熊本市立熊本博物館館報』No. 26。美濃口紀子 (2015) 「藤崎八幡宮跡出土遺物の研究—藤崎台県営野球場とその周辺の遺構の変遷—」『熊本市立熊本博物館館報』No. 27。

⁷⁷ 熊本市経済部編 (1965) 『熊本城再建記念 躍進熊本大博覧会誌 1962』熊本市役所

⁷⁸ 藤賀 雅人 (2014) 「戦災都市土地利用計画設定標準の検討過程に対する考察」『日本建築学会計画系論文集』第 79 巻 695 号。藤賀雅人 (2015) 「戦後「市街地建築物法改正」案の特徴と建築法要綱試案—建築法草案の検討過程に関する研究 その 1—」『日本建築学会計画系論文集』第 80 巻 711 号。藤賀雅人・岡部重雄 (2020) 「終戦直後の都市計画法改正検討に関する研究 (その 1) : 1945 年都市計画法改正案と地方計画及都市計画法案について」『日本建築学会計画系論文集』第 85 巻 767 号。藤賀雅人・岡部重雄 (2021) 「終戦直後の都市計画法改正検討に関する研究 (その 2) : 1946 年都市計画法案と施設計画法素案について」『日本建築学会計画系論文集』第 86 巻 781 号。

⁷⁹ 旧軍都における旧軍建物の現存例として、旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫 (金沢) が国指定重要文化財、旧陸軍第九師団司令部庁舎 (金沢)、旧陸軍金沢偕行社 (金沢) 等が登録有形文化財であるほか、旧第四師団司令部庁舎 (大阪)、旧広島陸軍被服支廠 (広島) 等がある。美濃口紀子 (2022) 「「軍都」熊本の戦後と熊本城内の改変—金沢に残る近代建築との比較から—」『都市政策研究所ニューズレター—vol. 22』。新修大阪府史編纂委員会 (1994) 『新修大阪府史 第 7 巻 近代 3』大阪市。広島県 HP (2023) 「旧広島陸軍被服支廠について」<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hihukushisyo/>

⁸⁰ 例えば、「国指定重要文化財」だった通潤橋が令和 5 (2023) 年 10 月、「国宝」に指定されたことに伴い、山都町では「国宝通潤橋条例」を制定・施行した。具体的には、一般来場者による通潤橋上空でのドローン撮影等も想定し、その対策を講じた内容となっている。山都町ホームページ「国宝「通潤橋」条例の施行について」https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/ki_ji0038728/index.html

美濃口 紀子 (熊本市都市政策研究所 研究員／文化財保護主幹)

熊本大学文学部史学科考古学コース卒業。熊本市役所入庁後、文化課 (現文化財課) で埋蔵文化財の発掘調査等に従事 (文化財保護主事)。その後、熊本市立熊本博物館 (考古学担当学芸員) や熊本市熊本城調査研究センター (文化財保護主幹) を歴任し調査研究や展示リニューアル等に従事。令和 3 (2021) 年度より現職。